

わがまちの将来を

描く



Chapter

3

わがまちの将来を描く

- 1 幸区の未来を描く
- 2 計画の期間
- 3 計画の構成
- 4 計画の体系図
- 5 基本目標、基本方針、基本施策、事業・取組
- 6 幸区社会福祉協議会との連携

1 幸区の未来を描く

第6期幸区地域福祉計画の策定にあたっては、「これから3年間の地域福祉を、地域のみなさんと一緒に作っていきたい」という思いから、町内会・自治会の会長及び民生委員児童委員の方に、令和2(2020)年4月から5月の新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言中に意見シートをやり取りする形でご意見を募りました。

一人ひとりが大切にしていること、こんな地域になったらいいなという想いを、幸区の未来につないでいきます。

VOICE

未来への声

私ができること

一人ひとりが地域に関わりを広げていくことが地域福祉にもつながっていくのではないかと思います。

地域で楽しく、人とつながりながら、生き生きと暮らせる街。お互いを思いやって、まず自分のまわりから。

VOICE

未来への声

人と人との
つながりをつくる

多くの住民が地域活動、地域イベントに参加し、皆さんとつながりを持つことがとても大事である。そのことこそが安心安全な地域そして地域福祉につながると思います。

交流の場をたくさんつくり、イベントに参加しているいろいろな方との出会いを持ち、生きがいをもてるような施策を計画する。

人と人がつながることが見守りとなり、また、地域参加へのステップとなること。

人と人のつながり、支え合いが広がる地域づくりを進め、少しでも多くの人がつながりを感じられると思う地域になればよいと思います。





安心な地域を求めるならば、福祉に関心を持ってもらえる後継者を育てることも大切だ。

町会を中心とした「地域力」を高めていくことで、つながりや支えあう関係がよりできるようになること。

自主性が発揮できる（ボランティア等）体制づくり。受け入れ場所・教育の場。

安全、安心、明るく、愛着の持てる地域。

世代を超えた交流が盛んな地域。

高齢者が孤立することがないような地域（自立した生活維持ができるような）。

必要な情報が分かりやすく伝わる方法により支援が届く地域。

困ったなと思ったときに、すぐ相談相手がわかる。

自分の力だけでは難しい時に、地域の中に相談できる人や機関があり、知っていることで安心につながり、行動に移すことができます。

支援が必要な時に届く地域になってほしいと思います。

地域の防災の意識を変えていく必要がある。一人の生命を自身が守るということを、行政がここまではやってくれるというような、安直なことでは生き延びていけないことを、啓発していく必要がある。

VOICE /

未来への声

想いをつなぎ、
活かしていくこと

VOICE /

未来への声

こんな地域に
なってほしい

VOICE /

未来への声

困ったときに
安心な地域

わがまちの将来を描く



幸区の未来を探究する

～市立幸高校「幸探究の授業」から～



概要

これからの社会の中心となる担い手となっていく若者達に、普段から無意識的に考えていることを言葉にして共有するために、市立幸高校2年生の幸探究の時間で講義&ワークショップを行いました。

「わがまちを知る」というテーマで、今、普段生活している幸区という“わがまち”のことに、ついてどんなことを考えているかの講義と、未来に向けて、地域の人とどのようなつながりがあると暮らしやすくなるのか考えるワークショップを行いました。

Step 1

わがまちを知る (講義)

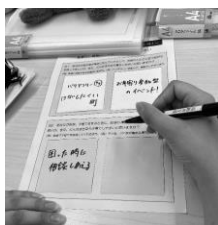


幸区の現状を知る



Step 2

わがまちの未来を描く (ワークショップ)



言葉にする



共有する



発表する

幸探究

幸高校では、幸探究（総合的な探究の時間）として、課題解決型の探究学習を実施しています。自分のこと、身の回りや地域のこと、学校のこと、社会に関わることなどをテーマに、自分自身で課題を見つけ、その結論や解決方法を求めて自主的な探究活動を行っています。

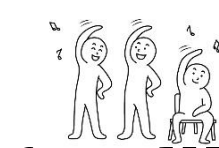
高校生が描く、未来の幸区の地域福祉（抜粋）

お話ができるカフェが
たくさんあるまち

やさしさが
あふれているまち

おじいちゃんおばあちゃんが
スポーツができるまち

デートができるまち
(足腰が悪くなくても)



祖父母が幸区に住んでいたなら

どんなまちなら暮らしやすい？

自由に畑が使えるまち

人情にあつい

手助けしてくれる人が
多いまち

ストレスが
かからないまち

どこにでも行くことができる
ドアが常設のまち
(移動し放題)



周りの人が子育てに関して
教えてくれたり、いつでも
相談できたりするまち

遊ぶ場所が
たくさん

電車内で泣く赤ちゃんを
みんなであやせるまち



ママ友やパパ友同士の
カーストがないまち

米おかわり無料

将来、子育てをするなら

どんなまちなら暮らしやすい？

子育てに必要な物や道具が
借りられるまち

迷子になったとき、
「どこの子どもだ」となる関係

病気になったときに
教えてくれる人がいるまち

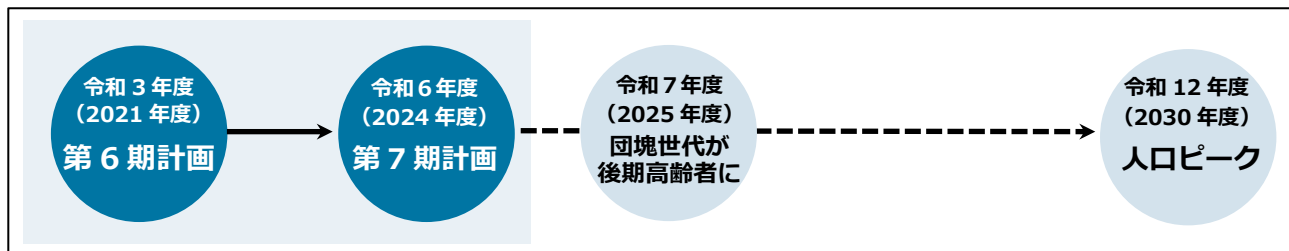
子どもが好きな人が
たくさんいるまち



2 計画の期間

第6期幸区地域福祉計画については、令和3（2021）年度を初年度として、令和5（2023）年度を目標年次とする3年計画とします。

また、団塊世代が後期高齢者となり、本市が進める地域包括ケアシステム推進ビジョンの第2段階の最終年度となる令和7（2025）年をターゲットとしつつ、人口がピークとなる令和12（2030）年、さらにはその先の地域像を見据えた計画とします。



3 計画の構成

第6期幸区地域福祉計画

基本理念 中長期的な取組により実現を目指す、幸区の地域福祉の姿で

基本目標 基本理念の実現を図るための基本となる目標です。

基本方針 基本目標の実現に向けた基本的な取組の方向性です。

基本施策 方針を具体化するための実施策です。

事業・取組 基本施策で示した内容を実行する、具体的な事業や取組です。

POINT

重点項目

第6期計画で重点的に取り組む項目

新型コロナウイルス感染症の予防のため地域での様々な活動の自粛や実施方法の見直し
が余儀なくされている状況や、台風被害等の災害時において支援を必要とする人への対応
のあり方などの課題をふまえ、地域福祉計画で推進する各事業・取組においても新たな視
点での活動を区民とともにつくっていく必要があります。こうしたことから、特に重点的
に取り組む項目として、次の3つを位置付け、該当する基本方針を重点項目とし、他の基
本方針にも相乗効果が図れるよう、第6期幸区地域福祉計画を推進していきます。

- ① わがまちのことや地域での新たな活動を多くの人に届けるために広報を強化する。
- ② 区民主体の地域での見守りや支え合いにつながる、新たな活動を育む支援を行う。
- ③ 災害時に対応した防犯・防災のまちづくりを進める。

基本理念

夢が広がり、想いがつながり、心が届くまちさいわい

基本目標 1

【自助】

一人ひとりに

【ひろがる】



地域包括ケアへの理解と
参加の**広がり**による
区民主役の地域づくり

重点
項目方針
1-1

わがまちや地域包括ケアのことを知る

方針
1-2

生涯を通じた健康づくりを進める

方針
1-3

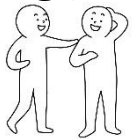
地域活動の担い手を広げる

基本目標 2

【互助】

地域で

【つながる】



人と地域の**つながり**が
活発で、見守り、支え合う
ことのできる地域づくり

重点
項目方針
2-1

多様な地域活動からつながる

方針
2-2多様なつながりから、**新たな地域活動を育む**重点
項目方針
2-3多様な人がともに住むことへの**理解を深め、
互いに見守り・支え合う**

基本目標 3

【共助・公助】

必要な時に

【とどく】



総合的な体制で
必要な相談・支援が
届く仕組みづくり

重点
項目方針
3-1支援が必要な方に、**専門性の高い情報を的確に届ける**方針
3-2包括的な**相談支援機能を充実する**方針
3-3防犯・防災の**まちづくりを進める**

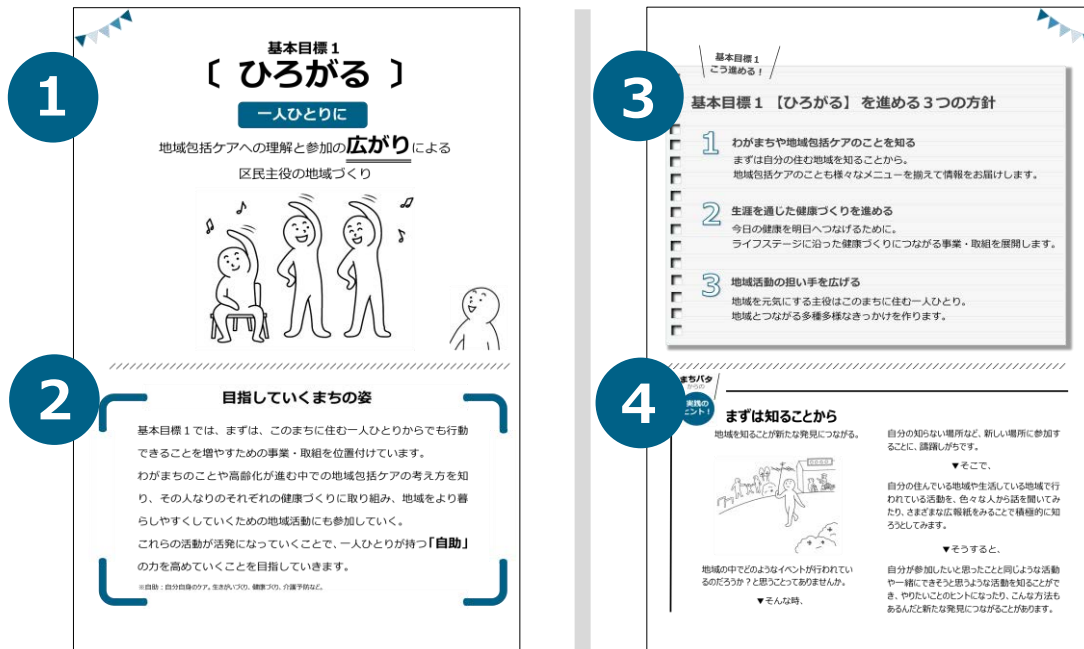
基本目標 4

【すすめる】

地域福祉を**進める**基盤体制の確立とネットワークづくり

基本目標のページの見方

基本目標1～3については、それぞれ見開き2ページで内容をまとめています。



①基本目標

基本目標を表す一言のキーワード、基本目標の本文、さらには、基本目標のイメージをつかむためのイラストがあります。

②目指していくまちの姿

それぞれの基本目標で実現を目指していくまちの姿をより詳しく記しています。

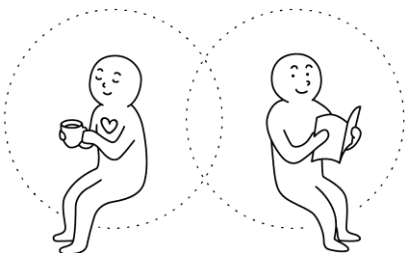
③基本目標を進める3つの方針

基本目標の実現に向けた取組の方向性となる3つの方針を記しています。

④まちパタ

まちパタとは、地域で暮らす人たちのつながりをつくるための秘訣（パターン）を、地域で様々な活動をしてきた方々の実践知を言葉（ランゲージ）として集めたものです。

基本目標の実現に向け、一人ひとりが行動していく際のヒントになる言葉を紹介しています。*より詳しくは、右下の二次元コードからもウェブ上でご覧いただけます。



まちパタのページ

基本方針のページの見方

基本方針についても、それぞれ見開き2ページで内容をまとめています。

基本方針 1-1 わがまちや地域包括ケアのことを知る

1 データから見るポイント

DATA 1-1-2 保健や福祉の情報は市の広報から

保健や福祉の情報をどこから得ているか (複数回答・上位5項目)

情報源	割合 (%)
市の広報	54.4
町内会・自治会の印刷版	35.7
インターネットのホームページ	23.9
チラシ・パンフレット	18.4
新聞・テレビ	13.4


保健や福祉の情報を得るのは、「市の広報」が54.4%と圧倒的に多い状況です。

資料:令和元年鹿児島県市町村地域福祉実態調査

基本施策 1-1-1 まちを知り、地域包括ケアのことを知る


区役所では、多種多様な情報を、ホームページやアプリなどを活用し区民の皆さんに届けています。様々な情報から自分が関心のある情報を見つけ、それを日々の生活に活かしてみませんか。

●市政だより単行版



まちに関する情報や地域包括ケアに関する情報などを毎月提供しています。

●保健福祉情報といひ



保健福祉に関する情報を掲載し、年3回、全世界へ配布します。


事業・取組

- ・市政だより単行版、区ホームページでの発信
- ・いひいひガイドマップの発行
- ・地区カルテの作成、共有
- ・保健福祉情報といひの発行
- ・こども情報ネットいひの発行
- ・いひいひ 地カメメール
- ・かわさきアプリでの情報発信

基本施策 1-1-2 講演・講座に参加して知識を広げる


子どもからお年寄りまで様々な世代を対象とした講演や講座を多数開催しています。自分が興味ある分野から参加してみることで、新たな発見や、人とのつながりができるかもしれません。日々の生活や地域活動に活かせる知識を広げるために参加してみませんか。

●地域包括ケア推進に関する講演・講座



地域包括ケアを推進する講演会を開催します。

●子育て家庭向けの講座



子育て世帯に関するテーマの講座を開催します。


事業・取組

- ・地域包括ケア推進に関する講演・講座
- ・認知症サポーター養成講座
- ・健康づくりに関する講座
- ・障害に関する講座
- ・子育て家庭向けの講座

基本施策 1-1-3 身近な地域での出前講座に参加する


区役所では、より身近な地域で小さな規模での講座も開催しています。区全体での講座だと参加しづらい方も、参加しやすい場所で小さい規模での講座にまずは参加してみて、日々の生活や地域活動に活かしてみませんか。

●食育・健康に関する講座



食育や健康に関する講座を中学校に出向いて行っています。

●食中毒予防に関する出前講座



社会福祉施設等を対象とした食中毒予防の普及啓発手洗い教室を行います。

事業・取組

- ・認知症サポーター養成講座(出張版)
- ・いひいひ出前講座
- ・食育・健康に関する講座(中学校向け)
- ・思春期健康支援事業
- ・感染症予防に関する出前講座
- ・食中毒予防に関する出前講座

①データから見るポイント

基本方針として掲げた内容の背景の一つとなる統計データをグラフで表現しています。現状がどのような状態にあるのか把握したうえで、具体的な基本施策、事業・取組につなげていきます。

②基本施策

基本方針を具体化するための実施策を、各方針に3つずつ基本施策として記しています。基本施策の中から、イメージしやすい事業を写真をつけて紹介しています。

③事業・取組

基本施策で示した内容を実行する、具体的な事業や取組です。基本施策ごとに紹介していますが、事業・取組の詳細は、111ページ以降に記しています。





基本目標 1 〔 ひろがる 〕

一人ひとりに

地域包括ケアへの理解と参加の広がりによる
区民主役の地域づくり



わがまちの将来を描く

目指していくまちの姿

基本目標 1 では、まずは、このまちに住む一人ひとりからでも行動できることを増やすための事業・取組を位置付けています。

わがまちのことや高齢化が進む中での地域包括ケアの考え方を知り、その人なりのそれぞれの健康づくりに取り組み、地域をより暮らしやすくしていくための地域活動にも参加していく。

これらの活動が活発になっていくことで、一人ひとりが持つ「**自助**」の力を高めていくことを目指していきます。

※自助：自分自身のケア。生きがいづくり、健康づくり、介護予防など。



基本目標1
こう進める！

基本目標1【ひろがる】を進める3つの方針

1

わがまちや地域包括ケアのことを知る

まずは自分の住む地域を知ることから。
地域包括ケアのことも様々なメニューを揃えて情報をお届けします。

2

生涯を通じた健康づくりを進める

今日の健康を明日へつなげるために。
ライフステージに沿った健康づくりにつながる事業・取組を展開します。

3

地域活動の担い手を広げる

地域を元気にする主役はこのまちに住む一人ひとり。
地域とつながる多種多様なきっかけを作ります。

わがまちの将来を描く

まちパタ
からの

実践の
ヒント！

まずは知ることから

地域を知ることが新たな発見につながる。



地域の中でどのようなイベントが行われているのだろうか？と思うことってありませんか。

▼そんな時、

自分の知らない場所など、新しい場所に参加することに、躊躇しがちです。

▼そこで、

自分の住んでいる地域や生活している地域で行われている活動を、色々な人から話を聞いてみたり、さまざまな広報紙をみることで積極的に知ろうとしてみます。

▼そうすると、

自分が参加したいと思ったことと同じような活動や一緒にできそうと思うような活動を知ることができ、やりたいことのヒントになったり、こんな方法もあるんだと新たな発見につながるがあります。

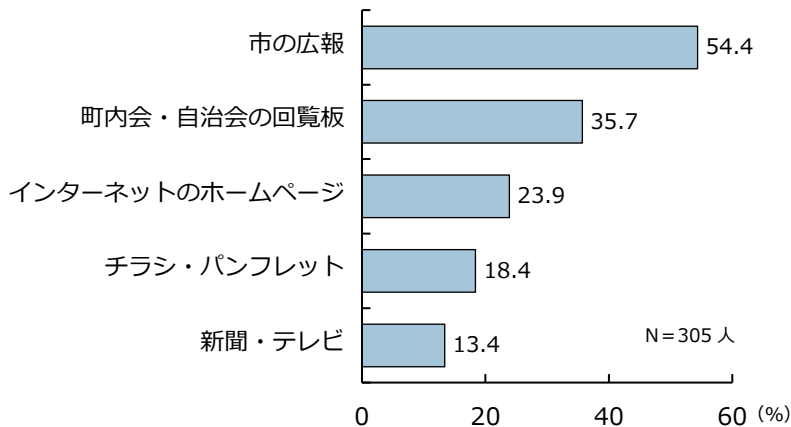


データから見るポイント

DATA
1-1

保健や福祉の情報は市の広報から

保健や福祉の情報をどこから得ているか（複数回答・上位5項目）



保健や福祉の情報を得るのは、「市の広報」が54.4%と圧倒的に多い状況です。

資料:令和元年度川崎市地域福祉実態調査

基本施策
1-1-1

まちを知り、地域包括ケアのことを知る

区役所では、多種多様な情報を、ホームページ、広報誌、アプリなどを活用し、区民の皆さんに届けています。様々な情報から自分が気になる情報をキャッチし、日々の生活に活かしていただけるよう情報発信を行います。

●市政だより幸区版



まちに関する情報や地域包括ケアに関する情報などを毎月提供しています。

●保健福祉情報さいわい



保健福祉に関する情報を掲載し、年3回、全世帯へ配布します。

事業・取組

- 市政だより幸区版、区ホームページでの発信
- さいわいガイドマップの発行
- 地区カルテの作成、共有
- 保健福祉情報さいわいの発行
- こども情報ネットさいわいの発行
- さいわい地ケアメール
- かわさきアプリでの情報発信

基本施策
1-1-2

講演・講座に参加して知識を広げる

子どもからお年寄りまで、様々な世代を対象とした講演や講座を多数開催しています。自分が興味ある分野から参加してみることで、新たな発見や、人とのつながりができるかもしれません。日々の生活や地域活動に活かしていただける取組を進めていきます。

●地域包括ケア推進に関する講演・講座



地域包括ケアに関する講演会を開催します。

●子育て家庭向けの講座



子育て世帯に係るテーマの講座を開催します。

事業・取組

- ・地域包括ケア推進に関する講演・講座
- ・認知症サポーター養成講座
- ・健康づくりに関する講座
- ・障害に関する講座
- ・子育て家庭向けの講座

基本施策
1-1-3

身近な地域での出前講座に参加する

区役所では、より身近な地域で小さな規模での講座も開催しています。区全体での講座だと参加しづらい方でも、参加しやすい場所で小さい規模での講座にまずは参加してみて、日々の生活や地域活動に活かしていただける取組を進めていきます。

●食育・健康に関する講座
(中学校向け)



食育や健康に関する講座を中学校に出向いて行います。

●食中毒予防に関する出前講座



社会福祉施設等を対象にした食中毒予防の普及啓発、手洗い教室を行います。

事業・取組

- ・認知症サポーター養成講座
(出張版)
- ・ぼうさい出前講座
- ・食育・健康に関する講座(中学校向け)
- ・思春期健康支援事業
- ・感染症予防に関する出前講座
- ・食中毒予防に関する出前講座

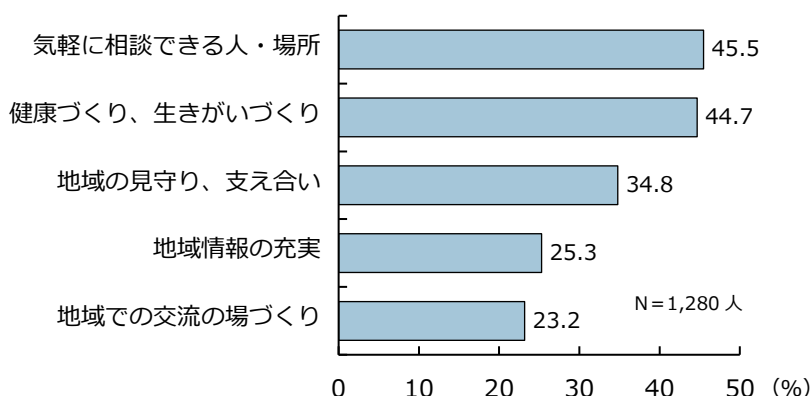


データから見るポイント

DATA
1-2

相談できる人・場所や健康づくり等が暮らし続けるために必要

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なことは何か
(最大5つまで回答・上位5項目)



「気軽に相談できる人・場所」が45.5%、「健康づくり・生きがいづくり」が44.7%と高い状況です。

資料:令和2年度幸区区民アンケート

基本施策 1-2-1

子育て期の健康を支える

出産前の時期から子育てに関する講座を開催し、出産後も新生児訪問、乳幼児健康診査や、その他にも食事や子育てなど様々な相談に応じることで、区民の子育て期における健康を支える取組を進めていきます。

●両親学級の開催



初めて出産される方やそのパートナーの方を対象に妊娠中・出産・育児の講話を行います。

●離乳食・幼児食教室の開催



お子さんの成長に合わせた離乳食や幼児食のポイントの紹介や相談を実施しています。

事業・取組

- ・両親学級の開催
- ・新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ・乳幼児健康診査
- ・産後の健康相談、育児相談
- ・離乳食・幼児食教室の開催
- ・家庭・地域教育学級

基本施策
1-2-2

高齢期の健康を支える

地域で行われている様々な介護予防活動などを支援したり、学習機会を作ることで地域とのつながりをつくったり、老人クラブの活動を支援することなどにより、区民の高齢期における健康を支える取組を進めていきます。

●介護予防グループ支援事業



体操・ウォーキンググループや閉じこもりの予防を目的としたサロン等への運営支援や健康教育を実施しています。

●シニアの社会参加支援



毎年テーマを変え、区民が興味湧く講座を開催し、社会参加のきっかけづくりを行います。

事業・取組

- ・介護予防グループ支援事業
- ・いこい元気広場事業
- ・シニアの社会参加支援
- ・老人クラブの活動支援

基本施策
1-2-3

生涯を通じた健康を支える

世代を問わず、地域でのスポーツ活動の支援や、生活習慣病に関する予防の周知や相談対応により、生涯を通じて健康的な生活が送れるような事業・取組を進めていきます。

●スポーツ推進事業



地域のスポーツ施設等の資源を活用し、区民の健康及び体力の保持増進を図るため、区民スポーツ活動の支援を行います。

●骨粗しょう症予防事業



離乳食を通じ家族の健康を考える機会として、乳児の親子を対象に骨粗しょう症予防の講座を開催しています。

事業・取組

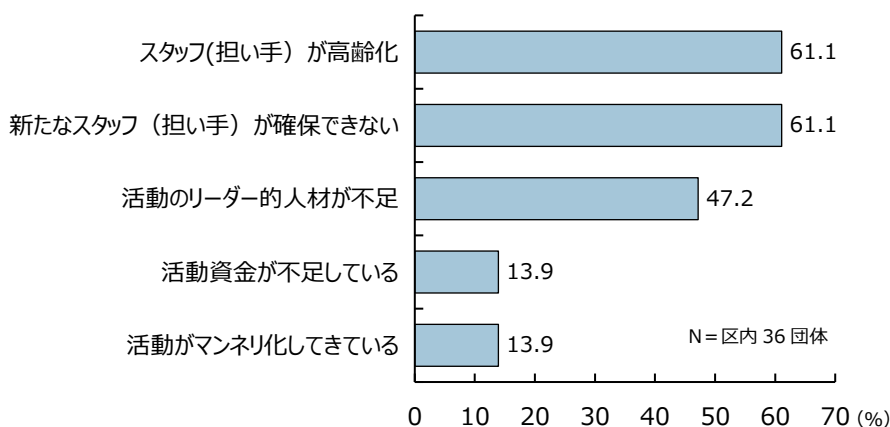
- ・スポーツ推進事業
- ・健康づくり普及啓発事業
- ・生活習慣病予防相談、生活習慣病重症化予防事業
- ・骨粗しょう症予防事業



データから見るポイント

DATA
1-3

地域福祉活動をする上で困っていることは高齢化、人材不足



幸区内で活動する団体が困っていることは、「スタッフ(担い手)が高齢化」「新たなスタッフ(担い手)が確保できない」「活動のリーダー的人材が不足」が上位となっています。

資料:令和元年度川崎市地域福祉実態調査

基本施策
1-3-1

地域活動に参加し活動を支える

自分が普段から住んでいるまちのなかでは色々な活動が行われています。町内会・自治会のお祭りや、市民活動をされている方との交流会など、幅広い区民が興味関心に合わせて参加することにより新たな地域活動の担い手を広げていく取組を支援していきます。

●地域コミュニティ推進事業
(町内会・自治会活動支援)



町内会・自治会でのお祭りなどを通じて、地域コミュニティ活性化に向けた取組を推進します。

●市民活動交流イベントの開催



様々な分野の市民活動団体が活動をPRする場として、市民活動交流イベントを開催しています。

事業・取組

- ・地域コミュニティ推進事業
(町内会・自治会活動支援)
- ・市民活動交流イベントの開催
- ・健康づくり自主グループ交流会
- ・子育て支援団体交流会
- ・公園を活用した子育て広場
- ・食生活改善推進員連絡協議会
への活動支援及び同推進員養成講座の開催

基本施策
1-3-2

講座をきっかけに地域に参加する

このまちに暮らす人を支える人を増やしていく、様々な講座を開催しています。講座に参加することで、知識が広がり、人と人をつなげます。興味・関心のある分野から参加できる講座を開催し、ともに地域の活動を担う人材を広げていく取組を進めます。

●**こんにちは赤ちゃん訪問員、
すくすく子育てボランティアの養成**



子どもの健康を支える様々な事業をサポートいただくボランティアを養成しています。

●**地域の寺子屋コーディネータ
養成講座**



地域で子どもたちの教育や学習をサポートする「地域の寺子屋」の運営を担うコーディネータを養成しています。

※寺子屋イメージキャラクター「寺ッコ」

事業・取組

- ・認知症サポーター養成講座
- ・こんにちは赤ちゃん訪問員、すくすく子育てボランティアの養成
- ・保育ボランティアの養成
- ・シニアの社会参加支援
- ・市民エンパワーメント事業
- ・識字ボランティアの養成
- ・地域の寺子屋コーディネータ養成講座

基本施策
1-3-3

将来の担い手につながるきっかけをつくる

中高生や大学生が、幸区内で行われている地域の様々な活動に参加する機会をつくっています。子どもの頃から地域活動に参加することで、将来的に地域活動の担い手となっていくような取組を進めます。

●**中高生向け地域活動ボランティア
「さいわいはっぴーボランティア」
(はぴ☆ボラ)**



中高生が幸区内の地域活動へ実際に参加するボランティア活動の体験を通して、興味・関心を高める機会をつくります。

●**中高生、大学生向け
保育ボランティアの受入**



中高生、大学生の保育ボランティアを受け入れ、子どもとの触れ合いの場を提供し、次世代の担い手を育成します。

事業・取組

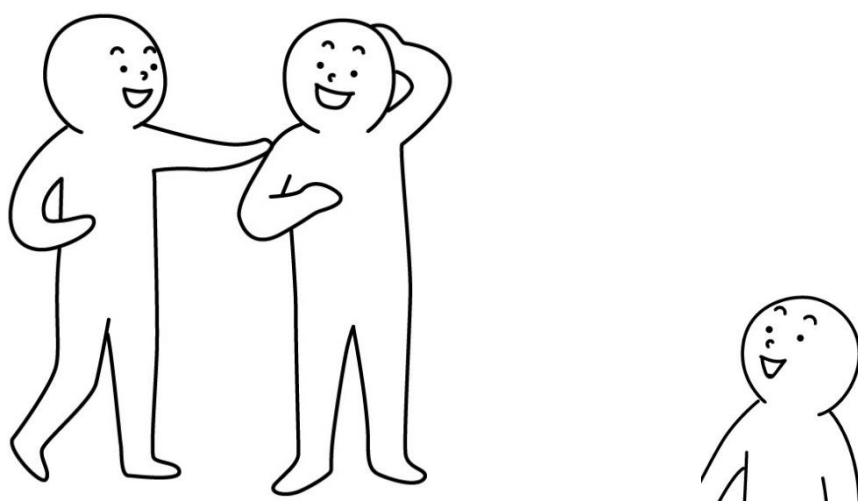
- ・中高生向け地域活動ボランティア「さいわいはっぴーボランティア」(はぴ☆ボラ)
- ・中高生、大学生向けの保育ボランティア受入
- ・大学と連携した地域づくり



基本目標 2 〔 つながる 〕

地域で

人と地域のつながりが活発で、
見守り、支え合うことのできる地域づくり



わがまちの将来を描く

目指していくまちの姿

基本目標 2 では、このまちに住む人と人がつながり、人が場につながることで、まちを活性化していく事業・取組を位置付けています。多種多様な地域活動と個人がつながり、新たな地域活動が生まれ、まちが元気になっていくこととあわせて、多様な人がともにこのまちに住むことへの理解を深め、互いに見守り、支え合う。これらの活動が活発になっていくことで、このまちに住む人同士が互いに助け合う「**互助**」の力を高めていくことを目指していきます。

※互助：みんなの支え合い。周りの人同士の助け合い、町内会・自治会の活動、ボランティア活動など。



基本目標 2
こう進める！

基本目標 2 【つながる】を進める 3 つの方針



1 多様な地域活動からつながる

わがまちには、地域に根ざした様々な活動・イベントがたくさん。まずは知り、参加してみることから、地域とつながるきっかけを作ります。

2 多様なつながりから、新たな地域活動を育む

お互いの活動を知り交流が進む。
多様なつながりから新しい活動が生まれるきっかけを作ります。

3 多様な人がともに住むことへの理解を深め、互いに見守り・支え合う

まちには多様な人が住んでいることを知る。
お互いを知ること、互いに見守り・支え合う関係を作っていきます。

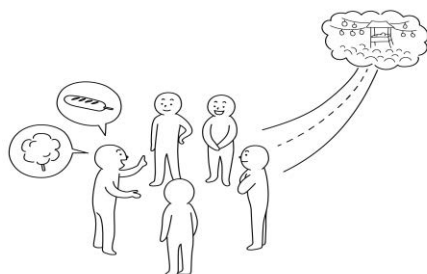
わがまちの将来を描く

まちパタ
からの

実践の
ヒント！

あったらいいな！の発信

それを話してみることは実現への一歩となる



地域で行われている活動を知ったことで、こんなことがあったらいいなと思うことってありませんか。

▼そんな時、

自分が感じたことが他の人も同じように思っているのか自信が持てないでいます。

▼そこで、

自分の住んでいる地域や生活している地域にあったらいいな！と思うことを身近な人に話してみます。

▼そうすると、

言葉にして話すことで、周りにどう受け止められるかがわかり、それが共感されるものだ、少しずつ自分の中で自信がわいてきたり、新たな視点の情報を得られたりして、自分の想いを具体化できるようになっていきます。

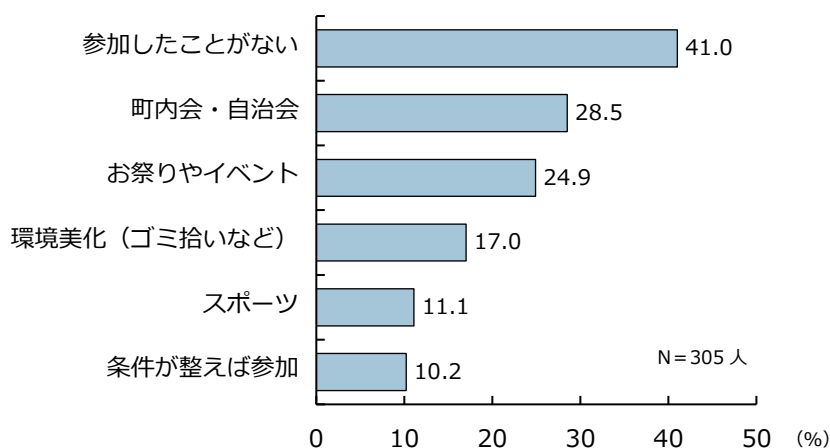


データから見るポイント

DATA
2-1

地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」が約4割

参加している地域活動等（複数回答・上位6項目）



地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」が41.0%、次いで、町内会・自治会、お祭りやイベント、環境美化、スポーツに関する活動への参加経験ありが続いています。

資料：令和元年度川崎市地域福祉実態調査

基本施策
2-1-1

地域の活動を知る

人と人がつながるには、自分の住む地域を知ることから。区役所では、地域の特徴をまとめた地区カルテや、地域の活動を紹介する冊子など、様々な広報を行っています。地域の特徴や行われている活動を知ることによって、人がつながる取組を進めていきます。

●シニアかがやき情報誌の発行



高齢者向けに、区内で活動している健康づくりグループの活動紹介冊子を発行しています。

●おこさまっぷさいわいの発行



子育て世帯向けに、役立つ情報や公園などの地域情報の紹介冊子を編集委員と協働で作成し発行しています。

事業・取組

- 地区カルテの作成、共有
- シニアかがやき情報誌の発行
- おこさまっぷさいわいの発行
- 子育て情報カレンダー「お散歩に行こうね！」の発行
- 保健福祉情報さいわいの発行
- さいわい地ケアメール
- かわさきアプリでの情報発信

幸区の地域資源を活かし、つながりをつくる

幸区内にある様々な地域資源を活用して、町内会・自治会の活動や、公園や道路といった身近な公共資源を活用した様々な活動など、区民主体の取組が行われています。普段の暮らしに身近な地域の資源を活かして、地域活動を活発にする取組を推進していきます。

●公園、街路樹の愛護活動の支援 ●公園を活用した子育て広場



公園緑地愛護会や管理運営協議会を支援することにより、市民との協働による公園の管理運営を進めています。



身近な公園での親子の交流の場や遊び場確保と、子育て支援を担う人材育成を行います。

事業・取組

- ・地域コミュニティ推進事業
(町内会・自治会活動支援)
- ・公園、街路樹の愛護活動の支援
- ・花と緑のさいわい事業
- ・日吉タカラモノ活用事業
- ・公園を活用した子育て広場

地域に根ざしたイベント事業等からつながりをつくる

スポーツ、音楽、ものづくり、子育て、高齢者の健康づくり、幸区内で様々な分野で多様なイベントが行われています。イベントを通じて、人と人が出会い、つながり、地域を元気にする。地域に根ざしたイベントからつながりをつくる取組を推進していきます。

●音楽のまち推進事業



市民館など、区民が身近な場所で音楽に親しめる環境をつくれます。

●絵本読み語り事業



乳幼児向けに絵本の読み語りを行い、孤立しがちな子育て世帯の親同士の交流と居場所を提供します。

事業・取組

- ・スポーツ推進事業
- ・音楽のまち推進事業
- ・さいわいものづくり体験事業
- ・みんなで子育てフェアさいわいひろばであそぼう
- ・絵本読み語り事業
- ・地区社会福祉協議会が実施する地域活動の支援

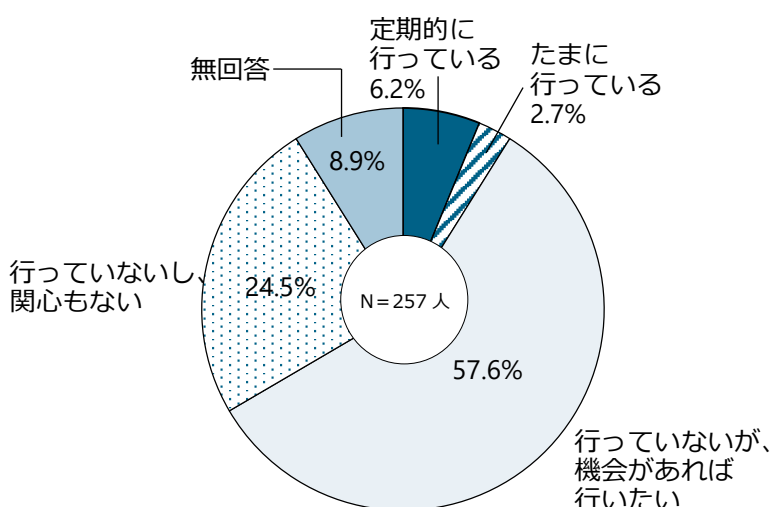


データから見るポイント

DATA
2-2

「機会があれば、地域包括ケアシステムに関わる行動をしたい」が6割弱

「地域包括ケアシステム」で市民に期待される行動の実践度



地域包括ケアシステムについて知らない、又は何をしたらよいかわからないという人のうち、地域包括ケアシステムに関わる行動を「行っていないが、機会があれば行いたい」と考える人が57.6%となっています。

資料:令和元年度川崎市地域福祉実態調査

基本施策
2-2-1

互いの活動を知り活力を生む交流の場をつくる

地域で活動している人同士がお互いの活動を知ることによって、新たな発見を得たり、活動のヒントとしたり、さらに新しい活動につながっていく。様々な分野での活動について、お互いの情報を交換することで、活力を生む交流の場を作ります。

●健康づくり自主グループ交流会



健康づくり・介護予防を目的に活動しているグループの活動紹介及び講義による交流会を開催します。

●子育て支援団体交流会



区内の子育て支援団体同士が、互いの活動を知り、新たな活動のきっかけにつながる交流会を開催します。

事業・取組

- ・市民活動交流イベントの開催
- ・生涯学習交流会の開催
- ・健康づくり自主グループ交流会
- ・子育て支援団体交流会

基本施策
2-2-2

身近な場に人が集い新たな活動を生む

地域活動に参加している人もしていない人も、人それぞれが持つ強みや力、実現したい暮らしそのものを共有していくことで、新たな活動が生まれていきます。そのために、身近な場で人と人がつながっていくようなきっかけづくりを進めていきます。

●ソーシャルデザインセンター (SDC) の運営支援



人や団体・企業、資源・活動をつなぐソーシャルデザインセンター（新川崎タウンカフェ内）の運営を支援します。

●幸区市民活動コーナーの設置



区内の市民活動の活性化を支援するため、利用団体と協働で管理運営しています。

事業・取組

- ・ソーシャルデザインセンター (SDC) の運営支援
- ・幸区市民活動コーナーの設置
- ・コミュニティカフェ事業
- ・子育て支援団体への公共スペース、遊具の貸出
- ・区民主体の活動の場の情報の広報

基本施策
2-2-3

新たな地域活動の創出を支える

区民から提案の新たな地域活動を創出し、その活動を育むため、ソーシャルデザインセンターによる人、団体・企業、資源・活動をつなぐコーディネートや、行政との協働による事業展開など、活動をサポートする取組を進めていきます。

●提案型協働推進事業



地域課題解決に資する公益性の高い事業を実現できる市民活動団体等から事業提案を募集し、協働して事業を行います。

※写真は、studioFLAT のアートイベント

●市民自主企画事業



市民と行政の協働により学習事業を実施し、市民の主体的な取組を支援します。

※写真は、ひよし食堂の取組

事業・取組

- ・ソーシャルデザインセンター (SDC) の運営支援
- ・提案型協働推進事業
- ・市民自主学級
- ・市民自主企画事業

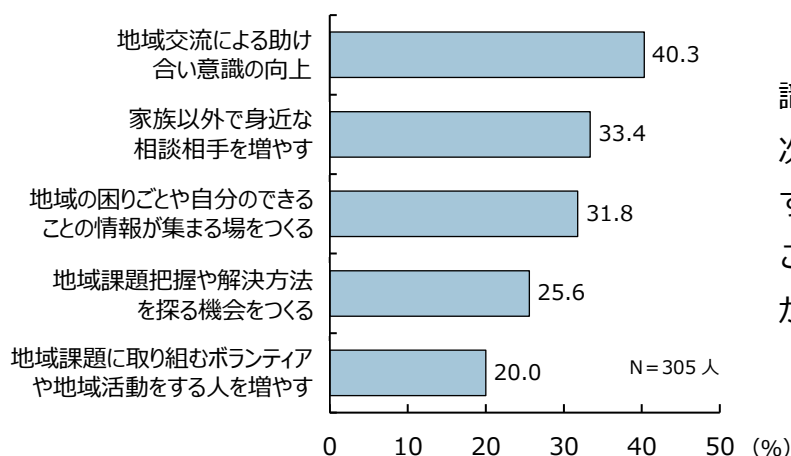


データから見るポイント

DATA
2-3

地域交流による助け合い意識の向上が必要と考える人が多い

地域福祉を推進するために市民が取り組むべきこと（複数回答・上位5項目）



「地域交流による助け合いの意識の向上」が40.3%とトップで、次いで、「身近な相談相手を増やす」、「地域の困りごとやできることの情報が集まる場をつくる」が続いています。

資料: 令和元年度川崎市地域福祉実態調査

基本施策

2-3-1

講座、展示、体験から理解を深める

多様な人がともにこのまちに住んでいることへの理解を深めるために、様々な分野の講座、展示、体験を行っています。知らないから生まれる壁、知ることによってなくなる壁。まずは知ることによって、理解を深める取組を進めていきます。

● 認知症サポーター養成講座



認知症の人とその家族の応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。

● パラスポーツ体験会の開催



様々な世代の住民同士が、障害の有無に関わらず、スポーツを通して交流を図る取組を進めます。

※写真は、ボッチャ体験

事業・取組

- 認知症サポーター養成講座
- パラスポーツ体験会の開催
- 障害のある方の作品等の展示会の開催
- 多文化共生推進事業

地域に住む人が見守り・支え合う意識と関係をつくる

日頃から地域で暮らしている「人」が、互いに見守り・支え合う意識と関係をつくる。そのために、まちのことを知り、考えるきっかけをつくる出前講座や、町内会・自治会、民生委員、企業など様々な人たちによる見守り・支え合いの活動を進めていきます。

●ご近所支え愛事業



町内会・自治会単位で部会を設置し、地域の気になる高齢者等の情報を共有し、地域でできる支援の検討及び見守り活動を実施します。

●民生委員児童委員による見守り支援



福祉に関するご近所の相談役として、ひとり暮らし高齢者の実態把握など、見守り・安否確認を行っています。

事業・取組

- ・地ケア出張出前講座の開催
- ・ご近所支え愛事業
- ・民生委員児童委員による見守り支援
- ・地域見守りネットワーク事業
- ・知的障害者の社会参加活動及び余暇活動の支援

地域の身近な場から見守り・支え合う意識と関係をつくる

日頃から暮らす地域の身近な「場」が、互いに見守り・支え合う意識と関係をつくる。子どもからお年寄りまで、様々な場を活用して、お互いを知り、つながっていくためのきっかけとなる取組を進めていきます。

●赤ちゃんハイハイ あんよのつどい



日吉地区で就学前の親子と中学生や、地域の子育て支援ボランティア等とのハイハイあんよの大会や、親子で楽しめる遊びのつどいを開催します。

●あかちゃん銭湯でコンニチワ！



街中の銭湯で赤ちゃんをボランティアに預け、母親がゆっくり入浴しながら、母親同士の交流、親子遊びの体験などを行います。

事業・取組

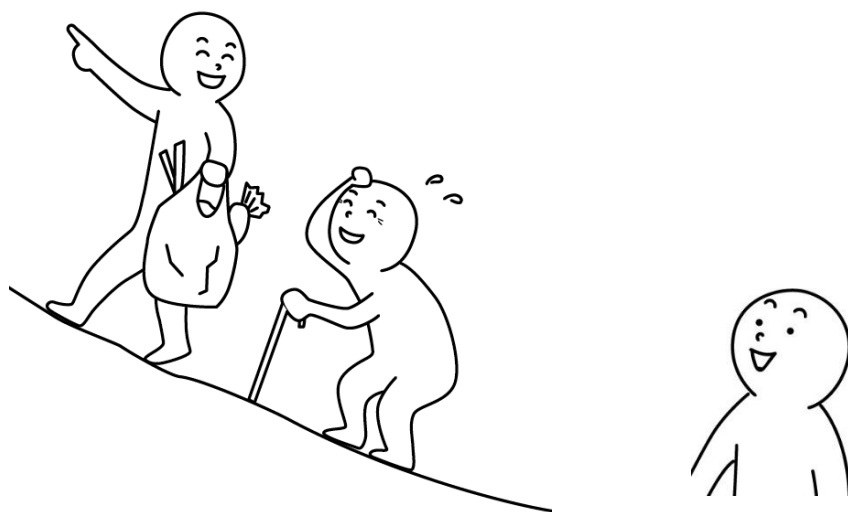
- ・赤ちゃんハイハイあんよのつどい
- ・あかちゃん銭湯でコンニチワ！
- ・地区の赤ちゃん相談
- ・公園を活用した子育て広場
- ・子育てグループの育成支援
- ・地区社会福祉協議会が実施する地域活動の支援



基本目標 3 〔 とどく 〕

必要な時に

総合的な体制で
必要な相談・支援が届く仕組みづくり



目指していくまちの姿

基本目標 3 では、このまちに住む一人ひとりが必要な時に相談・支援が届くことを目指して事業・取組を位置付けています。

その人なりのそれぞれの状態に合わせた相談や、地域の中でより暮らしやすくしていくための支援を受けることのできる地域。

様々な関係機関が力を合わせることで、「**共助**」「**公助**」による相談・支援の力を高めていくことを目指していきます。

※共助：介護保険や医療保険などのサービス。デイサービスやヘルパー、診療所での受診など、社会保険制度によるサービス。

※公助：高齢者福祉、障害者福祉、生活保護などの行政による支援。



基本目標3
こう進める！

基本目標3【とどく】を進める3つの方針



1 支援が必要な方に専門性の高い情報を的確に届ける

まず制度や相談機関を知ることから。
専門的な内容にも対応できるように様々なメニューを揃えています。

2 包括的な相談支援機能を充実する

多様なニーズにあわせた相談窓口。
ライフステージや日々の暮らしのお困りごとを相談する機会の充実を図ります。

3 防犯・防災のまちづくりを進める

万が一に備えた防犯・防災の取組。
日頃からのパトロールや災害に備えて区内関係機関との連携や訓練を行い、もしもに備えた準備をしていきます。

わがまちの将来を描く

まちパタ
からの

実践の
ヒント！

頼れる存在

いざというときに地域で相談できる先を知っておく。



日々の生活のなかで、困ることってありませんか。

▼そんな時、

自分だけですべてをなんとかしようとする、行き詰ってしまったり、疲弊してしまいます。

▼そこで、

自分のちからだけで解決できない時もあるので、地域の中にいる頼れそうな人や相談機関の存在を日ごろから知っておくようにします。

▼そうすると、

いざという時に頼れる先を知っておくことで、解決に向けた道筋を想定ができるようになり、気持ちが楽になったり、解決につながることもあります。

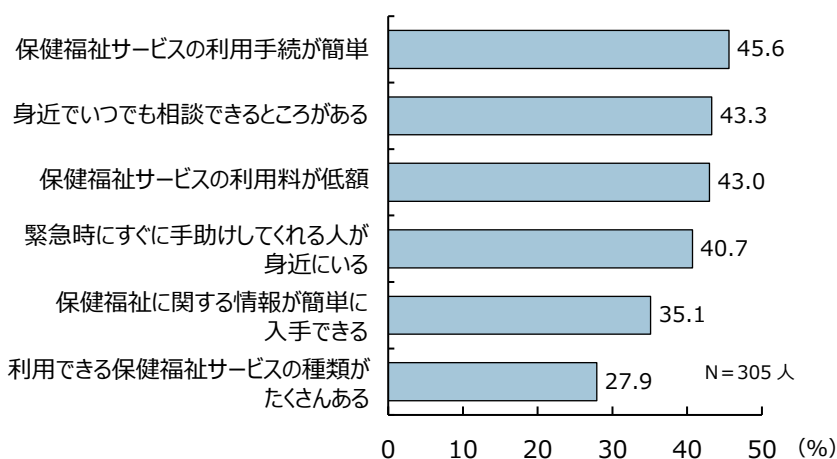


データから見るポイント

DATA
3-1

保健福祉サービスの利用手続きが簡単であることが必要

心配事を解決するために必要と思われることは何か（複数回答・上位6項目）



「保健福祉サービスの利用手続きが簡単」が45.6%、次いで「身近でいつでも相談できるところがある」、「保健福祉サービスの利用料が低額」が続いています。

資料:令和元年度川崎市地域福祉実態調査

基本施策

3-1-1

子育て期の専門性の高い情報を的確に提供する

子育て期に支援を必要とする方たちに、新生児訪問、保育所や地域子育て支援センター、地区の赤ちゃん相談・地域での子育てサロンでの育児相談、保育所入所に関する各種相談支援など、専門性の高い情報を的確に提供します。

●保育所、地域子育て支援センターでの育児相談



子育て中の居場所づくりと子どもの健やかな成長のために専門職が育児相談を行います。

●保育所入所に関する各種相談・支援



多様な保育事業に関する情報提供を行い、保育の選択肢を広げる相談・支援を行っています。

事業・取組

- ・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ・保育所、地域子育て支援センターでの育児相談
- ・地区の赤ちゃん相談、地域の子育てサロンでの育児相談
- ・保育所入所に関する各種相談支援

高齢者、障害者への専門性の高い情報を的確に提供する

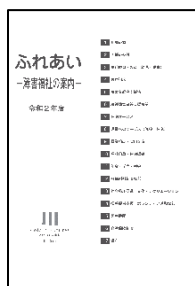
高齢者や障害のある方で支援を必要とする人たちに対して、各種パンフレット等を用いての相談や障害のある方向けの講座などによって、一人ひとりの状況に合わせた、専門性の高い情報を的確に提供します。

●高齢者向けの制度利用案内



介護保険制度や高齢者向けの各種制度利用に関する案内冊子を配布し、相談対応を行います。

●障害者向けの制度利用案内



障害者向けの各種制度利用に関する案内冊子を配布し相談対応を行います。

事業・取組

- ・ 高齢者向けの制度利用案内
- ・ 認知症高齢者介護者教室
- ・ 障害者向けの制度利用案内
- ・ 精神保健家族教室

多様な暮らしに対する専門性の高い情報を的確に提供する

このまちに暮らす中で生じる様々な課題に対して、法律相談、税務相談、住宅相談などの専門家による相談対応や、健康リビング（住まい方）に関する情報、外国人向けの情報など、世代に関わらず必要となる専門性の高い情報を的確に提供します。

●健康リビング（住まい方）に関する情報周知



結露・カビの発生等の室内の空気環境、給排水、食品・台所の衛生、ダニ等の生物等について相談対応を行います。

●外国人市民向けパンフレット等による情報周知



区役所から提供する各種制度について、外国語対応による情報提供を行います。

事業・取組

- ・ 弁護士等による区民相談窓口の開設
- ・ 健康リビング（住まい方）に関する情報周知
- ・ 外国人市民向けパンフレット等による情報周知
- ・ 外国人市民向け情報コーナーの設置

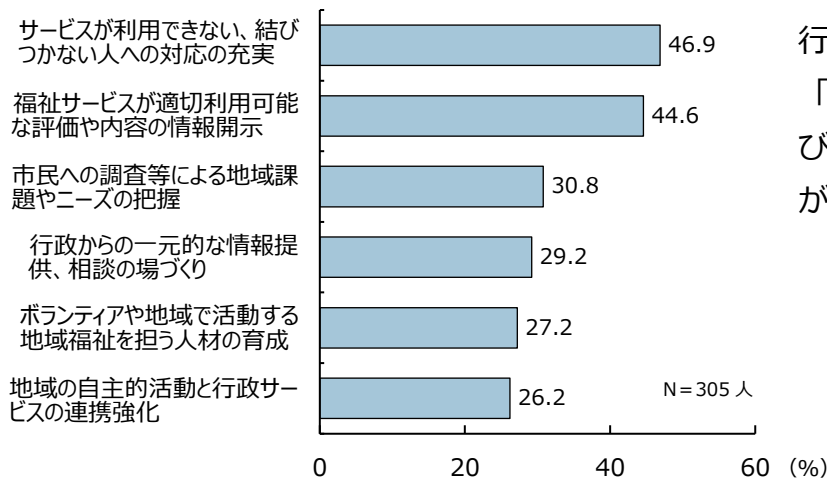


データから見るポイント

DATA
3-2

サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実が必要

地域福祉を推進するために行政が取り組むべきこと（複数回答・上位5項目）



行政が取り組むべきことは、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が46.9%と最も高い。

資料：令和元年度川崎市地域福祉実態調査

基本施策

3-2-1

子育て期の相談支援機能を充実する

子育て期に支援を必要とする方たちに、区役所各部署での専門職による各種相談支援や学習会、育児講座、学習支援など、子育て期における包括的な相談支援機能を引き続き充実させていきます。

●父親向け育児講座



父親の育児参加を促進するために、土曜日にパパッとサタデー講座を開催し、親子の遊びの場を提供します。

●サポートが必要な子どもへの学習支援（生活保護受給世帯）



生活保護受給世帯等の自立支援を目的として、小学校5年生から中学校3年生までを対象に学習支援を実施します。

事業・取組

- 子育て期の保護者・子ども等への的確な相談支援の実施
- 発達支援に関する保護者向け学習会
- 乳幼児特別相談、アレルギー相談
- 父親向け育児講座
- スクールソーシャルワーカーによる小中学生への支援
- サポートが必要な子どもへの学習支援（生活保護受給世帯・ひとり親世帯・外国につながる子ども）

基本施策
3-2-2

高齢者、障害者の相談支援機能を充実する

高齢者や障害のある方で支援を必要とする人たちに対して、区役所各部署や地域包括支援センター、障害者相談支援センターと連携し、専門職による各種相談支援や、成年後見制度への対応など、包括的な相談支援機能を引き続き充実させていきます。

●地域包括支援センターとの連携による相談支援の実施



高齢者からの相談に対して、地域包括支援センターと連携して、的確な相談支援を行います。

●障害者相談支援センターとの連携による相談支援の実施



障害のある方からの相談に対して、障害者相談支援センターと連携し、的確な相談支援を行います。

事業・取組

- 高齢者、障害者への的確な相談支援の実施
- ひとり暮らし高齢者等見守り調査による生活支援
- 成年後見制度への対応の充実
- 地域包括支援センターとの連携による相談支援の実施
- 障害者相談支援センターとの連携による相談支援の実施

基本施策
3-2-3

多様な暮らしに関する相談支援機能を充実する

このまちに暮らす中で生じる様々な課題に対して、外国の方への日本語学習支援や、ペット飼養に関する相談・支援、専門用具の貸出など、日々の暮らしに結びつく、相談支援機能を引き続き充実させていきます。

●外国人市民等への日本語学習支援



外国人市民等が日本で安心して暮らせるように、ボランティアの支援により日常生活に必要な基礎的日本語を身につける講座を開催します。

●ペット飼養に関する相談・支援、専門用具の貸出



リーフレットを用いた普及啓発や、ペットの飼養に関する相談・支援を行います。

事業・取組

- 外国人市民等への日本語学習支援
- ペットの飼養に関する相談・支援専門用具の貸出

わがまちの将来を描く

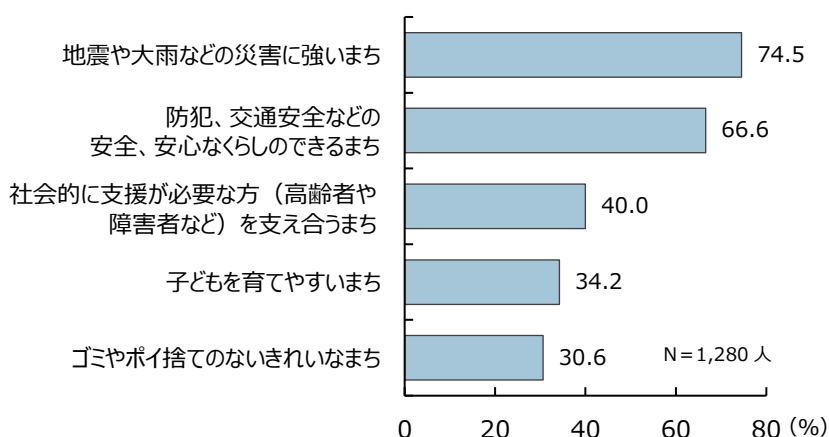


データから見るポイント

DATA
3-3

災害に強いまち、安全・安心な暮らしのできるまちへの意識が高い

10年後の幸区についてどのようなまちをめざすべきか（最大5つまで回答・上位5項目）



「地震や大雨などの災害に強いまち」が74.5%、「防犯、交通安全などの安全・安心な暮らしのできるまち」が66.6%と高い。

資料:令和2年度幸区区民アンケート

基本施策

3-3-1

防犯・防災に関する普及啓発

日頃の暮らしから、防犯・防災に関する意識を高め、安心して暮らせるまちづくりに向けて、安全・安心パトロールの実施や、交通安全、防災に関する講座を開催し、防犯・防災についての区民向けの普及啓発を進めていきます。

●交通安全普及啓発事業



交通安全意識の向上を図るために、交通安全教室を開催します。

●ぼうさい出前講座



防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図る講座を開催します。

事業・取組

- ・安全・安心パトロールの実施
- ・交通安全普及啓発事業
- ・ぼうさい出前講座

基本施策
3-3-2

災害時に備えた関係機関との実践的な情報の共有

大規模災害時に備え、地域住民、企業、関係団体等と行政が、防災・減災に関する実践的な情報の収集と共有を行うなど、自主防災組織の活性化や、災害時要援護者避難支援制度などの取組を進めていきます。

●災害対策協議会での情報共有



地域住民、企業、関係団体等と行政が大規模災害に備えて、対応策の協議・検討を行い、情報共有を進めます。

●自主防災組織等活性化講座の実施



地域ごとに組織されている、自主防災組織の活性化に資する講座を開催します。

事業・取組

- ・幸区災害対策協議会での情報共有
- ・自主防災組織等活性化講座の開催
- ・災害時要援護者避難支援制度
- ・関係機関、近隣自治体との連携体制に向けた情報共有の実施

基本施策
3-3-3

災害時に備えた関係機関との連携と訓練の実施

災害が発生または発生する恐れがある場合に、迅速かつ的確に対応できるよう、区役所、自主防災組織、避難所施設管理者、医療関係機関、福祉関係施設・事業所等と日頃から連携を密にし、訓練を実施することにより、災害時に備えた取組を進めていきます。

●避難所開設・運営訓練の実施 ●保健医療関係機関との情報共有・訓練の実施



災害の発生時等に円滑な避難所開設と運営ができるよう、実践的な訓練を実施します。



医療機関等との訓練を実施し、大規模災害時の医療救護体制等の充実・強化を図ります。

事業・取組

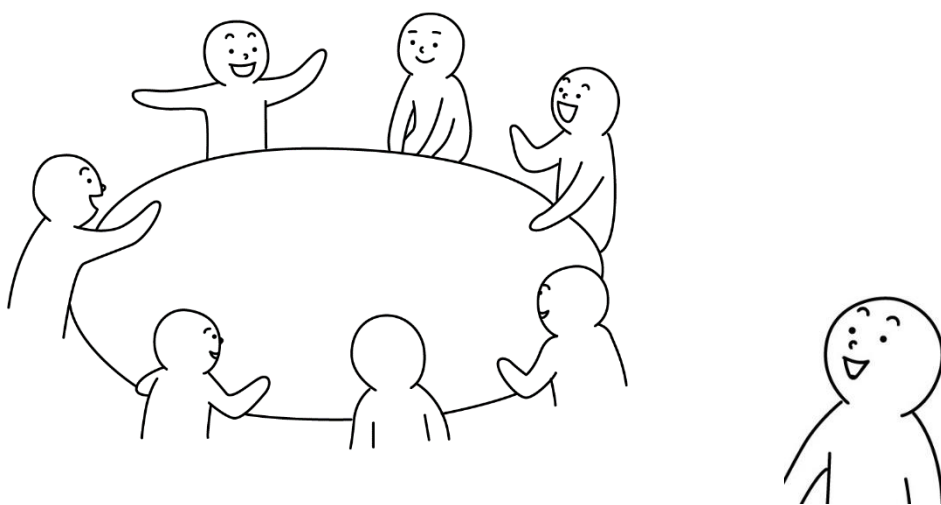
- ・避難所開設・運営訓練の実施
- ・帰宅困難者対応に向けた地域関係機関との情報共有・訓練の実施
- ・保健医療関係機関との情報共有・訓練の実施
- ・要援護者支援に向けた関係機関との情報共有・訓練の実施



基本目標4 〔 すすめる 〕

地域福祉を進める

基盤体制の確立とネットワークづくり



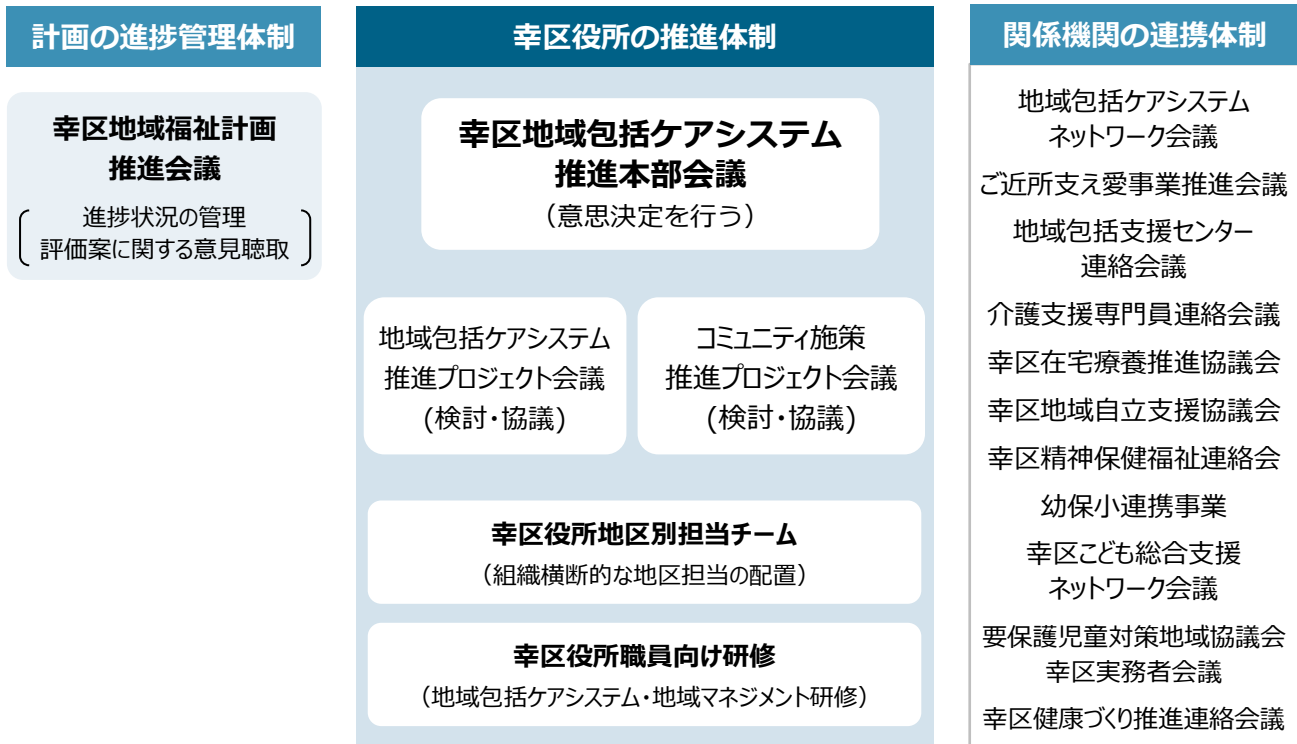
わがまちの将来を描く

目指していく状態像

基本目標4は、基本目標1～3までの取組を支える会議体等を位置付けています。

地域福祉計画の推進に向け、各事業・取組の進行管理や評価を行うとともに、医療・看護・介護・福祉などの多職種が一体となった支援を充実させていくために、各種会議等の場を通じて、良い実践例や課題の共有を行い、さらにより良い取組が新たに生まれていく。

これらの活動の一つひとつが積み重なっていくことで、さらなる地域福祉の充実を目指していきます。



※各会議体の詳細の内容については、120ページを参照ください。

Check
評価

計画の進行管理と評価

計画推進にあたっては、「幸区地域包括ケアシステム推進本部会議」「幸区地域包括ケアシステム推進プロジェクト会議」にて、年度ごとに各事業・取組の点検・見直しを行い、年度評価案を作成し「幸区地域福祉計画推進会議」で意見聴取を行います。

「幸区地域福祉計画推進会議」での意見聴取を踏まえ、「幸区地域包括ケアシステム推進本部会議」にて、幸区地域福祉計画の年度評価案を決定し、「川崎市社会福祉審議会地域福祉分科会」に年度評価案を提出します。

「川崎市社会福祉審議会地域福祉分科会」は市計画及び7区の計画の審議を行い、年度評価を確定させます。

また、計画最終年度には、計画期間の総括として、幸区地域福祉計画推進会議委員の視点による振り返りを行い、次期計画の策定につなげていきます。

6 幸区社会福祉協議会との連携


地域福祉活動計画とは

「幸区地域福祉計画」と相互に連携・補完する計画として、幸区社会福祉協議会がつくる「幸区地域福祉活動計画」があります。この計画は、幸区の地域福祉を推進する実践的な計画で、住民・社会福祉を目的とする事業を経営する方や、社会福祉に関する活動を行う方が、共に取り組んでいくための参画と協働のあり方を示しています。

これまでも、幸区地域福祉計画と幸区地域福祉活動計画は相互に密接な連携を保ちながら事業展開してきました。今後も、行政と社会福祉協議会が同じ方向性で取組を進めていくため、両計画の基本理念、基本目標、計画期間を同一とし、地域課題を共有し双方が補強、補完しあいながら、それぞれの役割に応じて総合的に地域福祉を推進していきます。

基本理念 夢が広がり、想いがつながり、心が届くまちさいわい

基本目標	基本方針	事業内容
基本目標 1 【ひろがる】 一人ひとりに 広がる	基本方針 1 地域福祉活動の推進 住民が主体的に関わりの持てる場づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地区社協の育成支援 ●住民交流活動拠点事業【重点取組】 (高齢者フリーパスの発行、「小倉の駅舎陽だまり」、「塚越の陽だまり」、「河原町の陽だまり」) ●老人福祉センターの管理運営(さいわい健康福祉プラザの管理、老人福祉センターの運営(各種講座・行事の実施、健康・生活相談、生きがいづくり等)) ●老人いこいの家管理運営 ●福祉パルさいわいの運営(福祉用具リサイクル事業、福祉体験グッズの貸出、高齢者フリーパスの発行)
	基本方針 2 住民の福祉意識の高揚とボランティア活動の推進 ボランティア活動を希望する方の相談、ボランティアグループの育成支援をします。また、若い世代の福祉活動への参加を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉教育【重点取組】 ●ボランティアセンターの運営

<p>基本目標 2</p> <p>【つながる】 地域でつながる</p>	<p>基本方針 3</p> <p>地域の見守り支援 地域ニーズの把握とともに、地域の見守りと当事者グループの支援をします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者グループ等活動支援（各種助成事業・高齢者ふれあい活動・子育て支援活動・ボランティア・グループ団体活動等） ●年末慰問金品配分事業 ●住民交流活動拠点事業（再掲）
<p>基本目標 3</p> <p>【とどく】 必要な時にとどく</p>	<p>基本方針 4</p> <p>総合的相談対応の推進 福祉ニーズのある住民に対し、問題解決に向けた相談支援を行うとともに、住民を地域で支える仕組みづくりを検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●総合相談事業【重点取組】 ●生活福祉資金貸付事業
	<p>基本方針 5</p> <p>当事者の生活支援 サービスが必要な方に対して、個別援助の相談、支援をします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●幸区あんしんセンター（福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス、権利擁護（成年後見制度）に関する相談） ●移送サービス事業 ●車いす貸出事業
	<p>基本方針 6</p> <p>災害時に備えた危機管理体制の充実 災害時に、町会や関係機関と連携した体制が取れるよう、災害に強い地域づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアセンター 
<p>基本目標 4</p> <p>【すすめる】 地域福祉を進める基盤体制の確立とネットワークづくり</p>	<p>基本方針 7</p> <p>社会福祉協議会の基盤強化と地域連携 安定的な財源の確保と組織運営体制の整備をします。また、地域の目指す姿の実現に向けた取組みを推進するため、地域の関係機関と協働します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●区社協運営事業【重点取組】 ●寄附金の増強【重点取組】 ●他機関が実施する事業への協力・会議への参画 ●広報啓発活動の強化と住民相互の支え合いの支援（社会福祉大会、プラザまつりの開催、広報活動（機関紙・社協通信）、啓発活動）【重点取組】
	<p>基本方針 8</p> <p>区社協が行う各種団体の円滑な運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金の実施 ●幸区民生委員児童委員協議会事務局 



笑顔になる瞬間は？



カフェから始まるおもしろまちづくり

まちのおと（さいわいソーシャルデザインセンター）

（前列）

（後列右から）

齋藤 保さん、 岩川 舞さん、 中村 圭子さん

※以下、敬称略

「まちのおと」（さいわいソーシャルデザインセンター）とはどのような場所ですか？

「まちのおと（さいわいソーシャルデザインセンター（以下、SDC）」が、令和3年1月にオープン。「知る」「話し合う」「学ぶ」「相談する」「つながる」の5つの事業を通して、地域交流の促進やまちづくり推進を行う市民や地域活動団体の方々のサポートを行っています。まちのおとがある「新川崎タウンカフェ」は、「cafe から始まるおもしろまちづくり」をキャッチフレーズに平成28年に鹿島田駅近くに誕生したコミュニティカフェ。これまでも、誰もがふらっと入ることができるカフェを運営しながら、「つながる」の連鎖が広がっています。では、活動はどのように広がっていったのでしょうか。

「まちのおと」から広がる、地域のつながりはどのように生まれているのでしょうか？

「新川崎タウンカフェができる1年くらい前から、私たちが地域を知ることや、私たちのことを地域の方に知ってもらうために、情報誌の作成や、ワークショップを行うことから始めました。色々な方が集まって活動していく中で、情報誌を作ったり、地域の誰もが参加できるハッピーサロンを企画したりと、参加した皆さんそれぞれが面白がって市民ボランテ

ィアとして運営する形に発展した経過があります。ある時、タウンカフェができる前から知り合い同士だったか聞いてみると、同じ鹿島田地域で活動しながらも、知り合いではない方も多かったんです。NPOはNPO、町内会は町内会、商店会は商店会でそれぞれ活動していた。ところが、誰でも寄れる場がここにあったことで、肩書きを介在せずに色々なセクターの方々がつながるようになってきたのです」と齋藤さんは語る。

こうした活動を続けていく中で、集まってきた方たち同士で、カメラをぶら下げてまち歩きをしたり、誰でも参加できる人が集まるイベントを企画したりと地域のつながりが広がっています。

「まちのおと」の運営にはどのようなきっかけで携わるようになったのでしょうか？

まちのおとを運営する株式会社イータウン社長の齋藤さん。これまで横浜市港南区の港南台を中心にまちづくりの活動を続けてきました。どのようなきっかけで携わるようになったのでしょうか。

「20年ほど前に、勤めていた会社の同僚と地域の情報サイトを始めたのがきっかけです。そこから個人事業として起業し、港南台タウンカフェができました。何かをしたいと思った時に、行政に依存するわけではなく、団体同士が自分たちで良くなるよ

うな機能が欲しいよねということで拠点を作ろうとなったのです。ただ、一般の市民からすると、そういうまちづくりの拠点に入っていくことはハードルが高いんです。もっと、気軽に一般のビジネスパーソンも主婦のような方も入れるようになればと、仲間同士でイメージを合わせていって、コミュニティカフェという形で拠点を作ることになりました。そのあと、コミュニティビジネスのアドバイザーとしてコーディネートしたりアドバイスしたりするノウハウを学んだりと少しずつ勉強を重ねてきました。ただ、私のバックボーンには、自分でエプロンを着てまちの中を駆け回って、ボランティアや学生の方々と一緒に活動してきた実経験があったうえで、今の活動があります。実践者でありながら支援者である、実践者の良さは常に大事にして続けたいと思っています」。

もう1人、新川崎タウンカフェの店長である、岩川さん。岩川さんは、以前は美容関係のお仕事で働きながら自身の子育てに悩みを抱え、その後、この世界に飛び込んできた経過があります。「土曜日もお仕事をしていたので、役所にも行けず、子育ての情報もうまくとれなかったんです。そこで、自分自身でお父さんやお母さんのサポートが間接的にでもできないかと思ったのがきっかけでした。地域のために、人のために活動していきたいと思ったんです。15年間働いてきた会社を辞める決断でしたので、かなりの覚悟が必要でしたが、一念発起したいと思い決断しました」。



「まちのおと」とは・・・？

「まちのおと」とは、さいわいソーシャルデザインセンターの愛称。「知る」、「話し合う」、「学ぶ」、「相談する」、「つながる」の5つの事業を通して、地域交流の促進やまちづくり推進を行う市民や地域活動団体の方々のサポートを行っています。

幸区の良さや特徴を活かして、どんな活動をしていきたいですか？

横浜市港南区での活動の他、全国各地でのまちづくりの支援を通じて、様々な地域の姿を見てきた齋藤さん。幸区の印象について、「“まち想い”の方が本当に多いと感じます。例えば、若い人たちが新しい企画をはじめたり、防災の取組を独自で地域展開したりと、地域に住む皆さんが主体的に動き出していることに、将来的な楽しみも感じます。それに、地元の方たちもそういう活動を温かく見てくださっているとも感じます」。

まちのおとでの今後の活動について、「若い世代やまちづくりなんて関係ないという人にも、ふらっと立ち寄れるカフェでありたいですし、気楽に交流しながらまち歩きしたりできたらと思っています。まち歩きに来たら、“昔から住んでいる人にこのまちの歴史を教えてもらえたいし、こんなところに面白いお店があったという発見もあったし”など、地域で活動している人や団体のことを知るきっかけを作っていくこともSDCの役割かなと思っています。気軽に楽しくやる気持ちも大切にしたいと思います。子育てに悩みを抱えている人や孤立している人、一人で頑張っている人もいます。そのような方に、タウンカフェに来れば温かいお茶も飲めるし、話を聞いてくれるスタッフもいる。まちには温かい人がたくさんいて、私たちだけでなく、あなたの味方になってくれる人もたくさんいることを伝えたいです」。



はたらくらす 石渡 裕美さん



笑顔になる瞬間は？



「人が輝き 場が生まれ 街が育つ」というビジョンを掲げ、「町全体を学校にする」ことを目指して活動する石渡さん。活動のきっかけの一つは、地域福祉計画の委員となり、地域全体を知ったことでした。自身も男の子3人を育てた経験から、子育ての大変さは知っていましたが、**頼る先や相談先が必要なのは子育て世代に限ったことではないことを知り、そういった人のために何かしたいという思いが生まれました。**

「はたらくらす」が大切にしていることは、地域の方にとっても、メンバーにとっても、「**やってみたい**」を叶えるということです。講座やイベント等、人がつながる場づくりはもちろん、知識や技術を持ったメン

バーにアドバイスをもらいながら、それぞれの経験を活かした勉強会を開くなど、メンバー自身も特技を活かし、輝ける場を目指しています。「**色々な方に関わることで、誰かと比べるのではなく、自分の素晴らしさや強みを磨いていけるまにしたいと考えています。**」

「はたらくらす」は石渡さんにとって「世界平和の縮図。大きいでしょ（笑）」と話す。誰かが「はたらくらす」に問題を投げると、課題が明確になり、解決策が見えてきて実行する、そして協力してくれる人達がいるから叶えられる。急に世界規模までいくとぼやけてしまうけれど、問題解決のプロセスは日本中のコミュニティ活性に共通していて、どこでも同じ

ではないかという。「**最終的に実現したいのは、互いの強みや違いを尊重し合う社会で、それが本当に叶ったら、世界中の争いごとがなくなるのにな…**と想像しています」。幸区という地域から世界にまで想いを馳せ、「常に楽しさ更新中！」と笑顔で語っていただきました。

子育て世代や高齢者は、地域のことが見えやすいけれども、単身の若者や、子どもがいても市外で働いている方などは、地域でできることすら知らず、そういう人の方が多い気がしています。「**地域に住む皆さんには、『もっと地域を知りたい！ つながりたい！』**と思ってほしいです。つながりがあるからできることに、まずは気づいてほしいなと思います。」



はたらくらす とは？

「人が輝き 場が生まれ 街が育つ」をビジョンに掲げ、互いの強みや違いを尊重し合う社会の実現に向け、学びのプラットフォームと良質なネットワーク作りに取り組んでいます。誰もがありのまま輝きながら集い、一人一人の成長で街も育つ「街全体を学校にする」ことを目指します。



ひよし食堂の会

近藤 多恵さん、庄司 佳子さん



笑顔になる瞬間は？



赤ちゃんから大人まで色々な方が集まる、まちの中の大きなテーブルをイメージした場づくりに取り組む「ひよし食堂の会」。立ち上げを決めたのは、庄司さんの「じゃあやろう！」の一言。『日吉の「わっ！』』という会のメンバーの中で、子ども食堂が話題にあがりながらも、行動に移せていなかった時、庄司さんの一言が立ち上げにつながりました。「何しろ（庄司さんは）行動力がある方なので。」と近藤さん。

まちのテーブルには、幼児から小学生の親子連れやその友達、小中学生になると、子ども同士で来てくれる子もいます。当日は、食事の提供に加え、地域の方に講師になってもらい、バルーンアートや生け花など

様々なプログラムが企画されています。最初はなかなか場に馴染めない方も多い中、「おいで、一緒にやろう！」と一緒に手を動かすことで、交流が深まるような仕掛けを作っています。地域の方の得意分野を活かし、参加者もスタッフも一緒になって楽しい時間を過ごせるように工夫しています。

他にも、庄司さんは環境問題や矢上川の魅力発信、地域情報の広報や防災など活動は多岐に渡り、近藤さんは10年程バルーンアートに携わる中で、現在は講師として活動されています。そのエネルギーはどこにあるのでしょうか？「人と話し、触れあうのが好きで、そこから色々力をもらうから、嬉しいし楽しい。そして、それを

伝えたくなる。住めば都ではなくて、住んだら都にしたいと思っています。」という。

幸区の未来について、お二人は「まちのテーブルのように、お金をかけずにみんなが集まれる場がまち全体にあり、その場を運営する、眠っている人材が至るところで活躍しているような地域になればいいですね」と語る。

日吉地区では、地域の良いところを「タカラモノ」と表現しています。お二人は、「地域のタカラモノを伝え、それを大事にする人を育て、広めていく」という思いで、活動を続けています。「地域に住む方々には、人やモノとのつながりを大事にしてねということは伝えたいですね」。



ひよし食堂の会とは？

子どもを真ん中に色々な年代の人がつながり、みんなが居心地よく過ごせる場所、地域のそんな場所の一つになりたいという思いで、平成29年5月から、「まちのテーブル」を月に1回開催し、プログラムと食事の提供を行っています。



パラSCエスペランサ 神 一世子さん



笑顔になる瞬間は？



サッカーを軸に、障害のある方が、子どもから大人になるまで社会と関わっていき、その活動を社会に発信する取組を進めてきた神さん。活動のきっかけは、たまたま新聞の記事で見たCPサッカー（脳性麻痺者7人サッカー）のボランティア募集でした。サッカー経験のなかった神さんでしたが、ボランティアに参加すると身体に障害のある人たちが時間を忘れて楽しそうにサッカーをしている姿を見て、**スポーツは、誰でもできるものなんだ**と思い、これを広げていこうと本格的に活動を始めました。

幅広く活動される中での忘れられない思い出として、「健常者のチームになじむことができずに自信をなくしていた

お子さんがエスペランサの活動に来てもう一度自信を取り戻し、また健常者のチームに戻り、サッカーを楽しめるようになったということがありました。**一人ひとりにそれぞれのストーリーがあって、その成長していく過程の中の1つの要素になれた場面に出会えるととても嬉しいです**と笑顔で語る。

パラSCエスペランサは神さんにとって、「サポートしているようで、**私自身が元気をもらえる場所。逆に色々なことを見ることができて、やりがいを感じています。サッカーがなかったら出会わない人や行けない場所に行けたりと、自分自身が色々なものに触れることができている。**」と語る。

「今はいつも一緒にという

風潮がありますが、同じ障害のある人たちだけで集まれる場所があったり、障害のあるなしにかかわらず、みんなが集まる場所があったり。分かれたほうが良いこともあるし、一緒にやることで生まれる効果もある。色々なコミュニティがあると良いと思います」と話す。

「障害と言っても、子どもから高齢者、目に見える障害や目に見えない障害など様々です。**自分の住むまちには色々な人がいるということを前提として、それをお互いに認め合う、そういった気持ちをみんなが持つようになっていけたら**」と力強く語っていました。



パラSCエスペランサとは？

「サッカーやスポーツを通じて、相手を尊重するフェアプレー精神を養い、誰もが排除されることなく対等に交わる、自立したプレーヤーであふれる社会を実現する」を理念に、障害のある子どもから大人までの自立や社会参加の支援を行っています。



studio FLAT

大平 暁さん



笑顔になる瞬間は？



アートでの自己表現活動を通じて、障がいのある人が地域の方々と交流して充実した生活を送ることができるよう活動する大平さん。活動を始めるまでは障がいのある人への支援の経験は全くなく、異なる分野での仕事をされていたため、色々な戸惑いがあったそう。しかし、**相手が今何をしたいのか？**を考えたり少し寄り添うだけで、**直接的な言葉ではない、その方との温かい信頼関係が生まれることを実感した**大平さん。そこから本人たちの経済的な自立支援につながるよう本格的に活動を始めました。

幸区だけでなく、川崎市内様々な障がいのある人との接点が徐々に広がっていく中で、アート作品を集めたギャラリー

FLAT展を企画。コロナ禍の中、VRを使ったウェブ上での新たな方法での展示会に切り替えたところ、たくさんの反響があり、「ウェブ上でこれまで関わりのなかった方にも広がっていて、作品が本当に届いているんだなと実感することができて嬉しかったです」と笑顔で語っていただきました。

作品が誰かのエネルギーになった瞬間を実感できることが、大平さんがこれまで熱心に活動を続けてきた原動力。

「studio FLAT」は大平さんにとって自分自身にとって楽しい遊び場のような場所。「もちろん大変なこともあります。それが、それ以上に楽しさが上回っています。みんなが安心して生活できる基盤となる場所にな

っていったら嬉しいと思います」。

障がいのあるなしに関係なく、みんなの作品の魅力をそのまま感じてもらいたいですし、「**障がい者アート**」などのような**特別な呼称を使わなくても良い社会になったらと思っています**。作品が良ければ、障がいのあるなしは全く関係なくなる。障がいのある人ではなく、単純に才能のある人と思ってもらえるようなきっかけなど、地域での交流がたくさん広がってほしいなと思います。

studioFLATには、アート作品を展示したギャラリースペースもあります。「地域の方にもどんどん見に来てもらって、この場を活用していただけたら嬉しいです」。

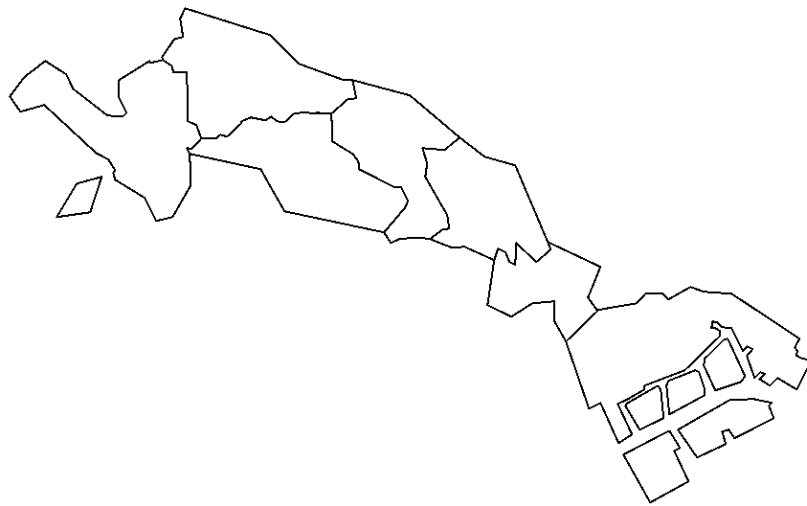


studio FLAT とは？

FLAT という名前には、障がいのあるなしに関わらず、作品の魅力そのものをFLATに感じてもらいたいというコンセプトが込められています。障がいのある人たちのアートによる共生、経済的な自立を支援しながら、「障がい者アート」などの特別な呼称をされない社会を目指しています。



市計画概要



- 1 計画の趣旨・期間
- 2 令和7（2025）年を見据えためざすべき姿
- 3 第6期計画期間における施策の方向性
- 4 第6期計画の実施状況の点検・見直し

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

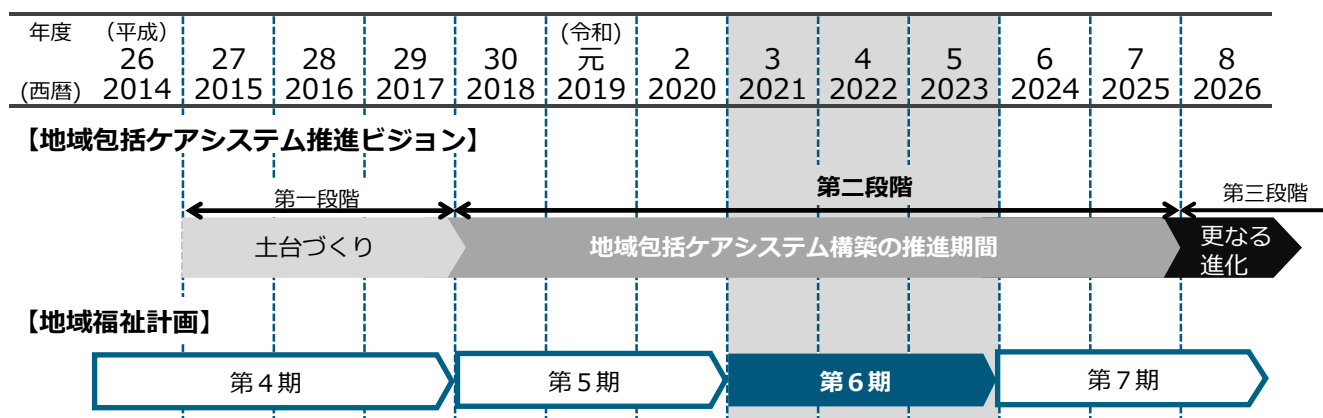
地域福祉計画（以下、「計画」という。）は、社会福祉法第 107 条に基づき、以下の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成 16（2004）年度から第 1 期計画がスタートし、今回は第 6 期となります。また、今回の第 6 期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

(2) 計画の期間

第 6 期計画の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間で

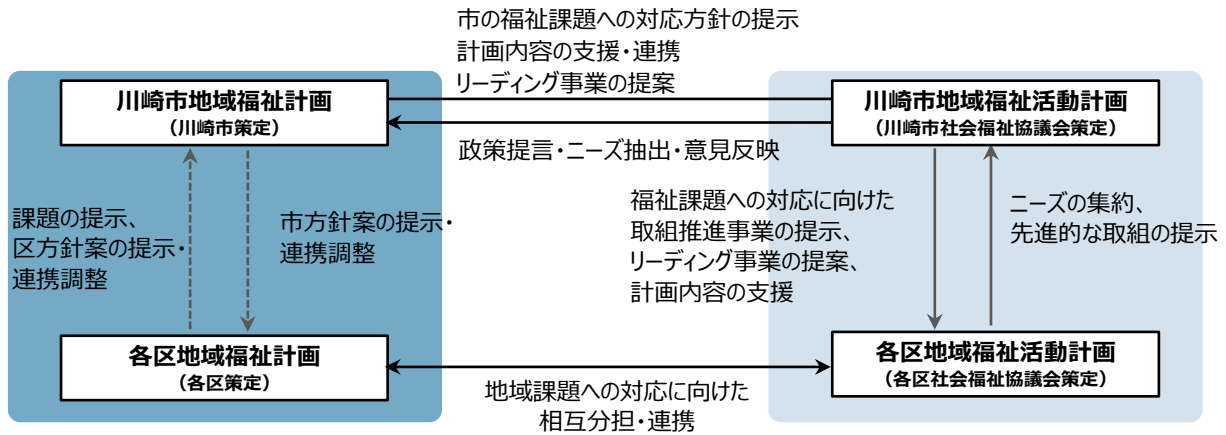


(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、**市町村が策定する地域福祉計画**と共に、地域福祉の推進を図ることを目的とする**市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画**があります。地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及等の役割が求められています。今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（以下、「推進ビジョン」という。）」の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、検討を進めました。

【川崎市地域福祉計画と川崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画との関連性】



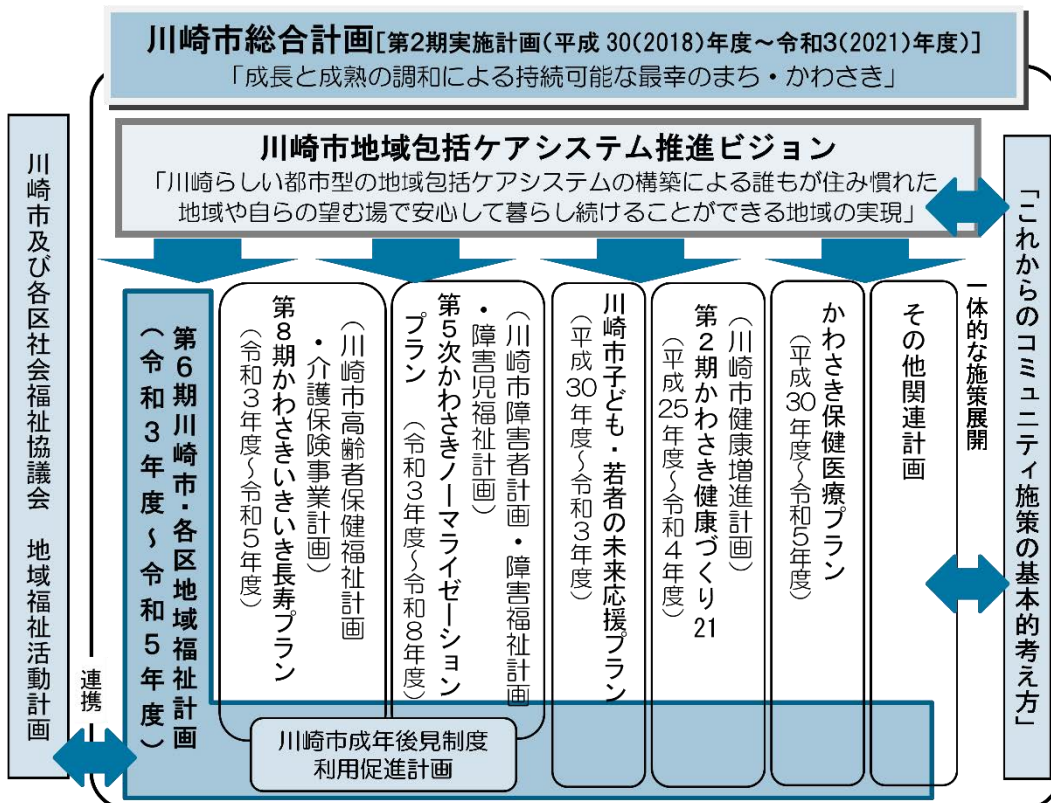
※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組み事業については、各区地域福祉計画とも連携。

（４）推進ビジョンと関連個別計画の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、推進ビジョンを上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和2（2020）年度）の「第6期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強め、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして関連計画と連携を図りながら、地域包括ケアシステム構築につなげていきます。

【推進ビジョンと関連個別計画の関連性】



（1）地域福祉とは

社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第 4 条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「**住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと**」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

（2）地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす全ての人々です。地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO 法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

（3）令和 7（2025）年に向けて想定される課題とめざすべき姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約 31 万人（令和元（2019）年 10 月 1 日現在）ですが、令和 7（2025）年には 34 万人まで増加することが見込まれます。特に、75 歳以上の後期高齢者については、16 万 8 千人から、令和 7（2025）年には 20 万 5 千人まで増加することが見込まれます。さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の増加など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、令和 7（2025）年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。それにあたり、令和 7（2025）年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざすべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組んでいき、大枠として、令和 7（2025）年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7（2025）年に向けて想定される課題	令和7（2025）年に向けてめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況になりつつある。 ○単身世帯・夫婦のみ世帯・ひとり親世帯・孤立している子育て世帯・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっていると同時に、多世代の地域活動も多くみられている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、基本的な役割を担いながら、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気かけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境が作られている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者避難支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安心・安全が広がっている。
健康・予防	<ul style="list-style-type: none"> ○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化、世帯人員の減少などによって、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。
次世代育成	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもや若者の地域への愛着が育まれている。
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や病気への市民の理解が進み、ともに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

(1) 計画の基本理念・目標

第6期計画では、第5期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査の二一ズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第5期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つを継続し、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

また、第6期計画においては、①地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画としての位置付けを高め、②小地域において、住民同士の「地域づくり」が進んでいくように、各区計画に、「地域ケア圏域」ごとの地域の概況を掲載するとともに、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進します。さらに、③「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・生きがいづくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせて利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供していきます。さらに、地域包括ケアに関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上、保健・福祉人材の確保及び育成、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

災害時の福祉支援、一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの構築、虐待への適切な対応、生活困窮者等の自立支援に向けた取組、引きこもりや自殺対策など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、地域力を活かしながら、こうした今日的な課題に対応した取組を推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、福祉・介護等サービスの基盤を整備しつつ、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、社会福祉協議会との協働・連携を推進するとともに、他分野と連携のとれた施策展開を図ります。

(2) 計画推進における圏域の考え方

人口 150 万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、「第 5 期川崎市地域福祉計画」においては、「区域」を第 1 層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする圏域を第 2 層として、「地域ケア圏域」としてきました。

今般、これまで行政が取組を推進してきた状況を踏まえ、「地域ケア圏域」を 44 圏域に分け、地区カルテ等を活用して、より多くの方々と共に地域の状況を共有していきます。なお、この圏域は、介護保険制度上の日常生活圏域としても位置付けます。

今後は、さらに地域の実情に応じて、より小規模な地域の状況把握や課題解決が重要となっていくことから、小地域を第 3 層としながら、「地域ケア圏域」については、より市民に身近な地域での様々な活動の展開をめざして、圏域の設定のあり方を検討していきます。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】(令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在)

	圏域	圏域の考え方
第 3 層	小地域 町内会・自治会 (約 650) 小学校区 (約 114 校区) など	(例示) ・町内会・自治会の班 (組) 程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・P T Aを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。 など
第 2 層	地域ケア圏域 (44 圏域) 人口平均 35,000 人程度 中学校区 (51 校区) 地区社会福祉協議会 (40 地区) 地区民生委員児童委員協議会 (56 地区)	・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。
第 1 層	区域 (7 区) 人口 17 万人～26 万人程度	・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第 0 層	市域 人口 約 154 万人	・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

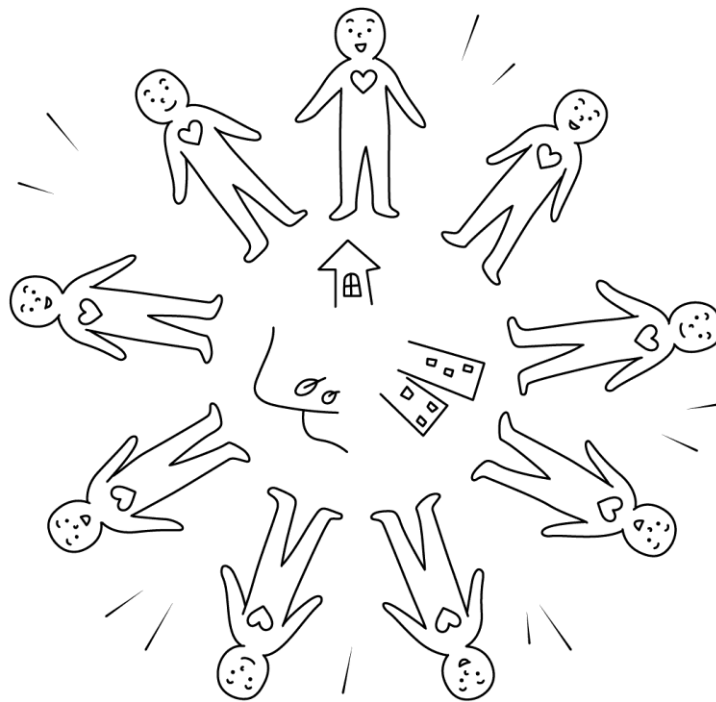
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、川崎市地域福祉計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区地域福祉計画については、川崎市地域福祉計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に計画を策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第6期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）につなげます。

資料編



- 1 ライフステージに合わせた事業・取組
- 2 各事業・取組及び担当課一覧
- 3 第6期幸区地域福祉計画の策定経過
- 4 各種要綱

1 ライフステージに合わせた事業・取組

※番号は111ページ以降に掲載の事業番号、番号の後は、事業・取組名を示しています。

0 歳

10 歳

20 歳

30 歳

40 歳

赤ちゃんが健康に育つように

- 20,96 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 21 乳幼児健康診査
- 90 赤ちゃんハイハイあんのつどい
- 91 あかちゃん銭湯でコンニチワ！
- 92 地区の赤ちゃん相談
- 98 地区の赤ちゃん相談、地域の子育てサロンでの育児相談

子どもたちの健やかな成長のために

- 5 こども情報ネットさいわいの発行
- 15 食育・健康に関する講座（中学校向け）
- 16 思春期健康支援事業
- 17 感染症予防に関する出前講座
- 46 中高生向け地域活動ボランティア「はぴ☆ボラ」
- 47 中高生、大学生保育ボランティア受入
- 48 大学と連携した地域づくり
- 112 スクールソーシャルワーカーによる小中学生への支援
- 113 サポートが必要な子どもへの学習支援（生活保護受給世帯、ひとり親世帯）
- 114 サポートが必要な子どもへの学習支援（外国につながる子ども）
- 122 安全・安心パトロールの実施

子どもを産むなら

- 19 両親学級の開催
- 22 産後の健康相談、育児相談
- 23 離乳食・幼児食教室の開催

安心して子育てができる地域に

- 12 子育て家庭向けの講座
- 24 家庭・地域教育学級
- 37,60,93 公園を活用した子育て広場（プレーパーク、就学前児童の親子の外遊び）
- 51 おこさまっぷさいわいの発行
- 52 子育て情報カレンダー「お散歩に行こうね！」の発行
- 64 みんなで子育てフェアさいわい
- 65 子育て広場・子育てパーク日吉ひろばであそぼう
- 66 絵本読み語り事業
- 75 子育て支援団体への公共スペース、遊具の貸出
- 94 子育てグループの育成支援
- 97 保育所、地域子育て支援センターでの育児相談
- 99 保育所入所に関する各種相談・支援
- 108 子育て期の保護者・子ども等への的確な相談支援の実施
- 109 発達支援に関する保護者向け学習会
- 110 乳幼児特別相談、アレルギー相談
- 111 父親向け育児講座

全世代

地域の情報を手に入れる

- 1 市政だより幸区版、区ホームページでの発信
- 2 さいわいガイドマップの発行
- 3,49 地区カルテの作成、共有
- 4,53 保健福祉情報さいわいの発行
- 6,54 さいわい地ケアメール
- 7,55 かわさきアプリでの情報発信
- 8 地域包括ケア推進に関する講演・講座
- 85 地ケア出張出前講座の開催

多様な文化への理解を深める

- 11 障害に関する講座
- 82 パラスポーツ体験会の開催
- 83 障害のある方の作品等の展示会の開催
- 84 多文化共生推進事業
- 120 外国人市民等への日本語学習支援

事業・取組はすべての世代に関わるものですが、主に対象となる世代を分かりやすく整理したものです。

50 歳

60 歳

70 歳

80 歳

90 歳

100 歳～

健康を維持するために

- 10 健康づくりに関する講座
- 18 食中毒予防に関する出前講座
- 30 健康づくり普及啓発事業
- 31 生活習慣病予防相談、生活習慣病重症化予防事業
- 32 骨粗しょう症予防事業

地域で暮らし続けることができるように

- 25 介護予防グループ支援事業
- 26 いこい元気広場事業
- 27,42 シニアの社会参加支援
- 28 老人クラブの活動支援
- 35,70 健康づくり自主グループ交流会
- 50 シニアかがやき情報誌の発行
- 100 高齢者向けの制度利用案内
- 115 高齢者、障害者への的確な相談支援の実施
- 116 ひとり暮らし高齢者等見守り調査による生活支援
- 118 地域包括支援センターとの連携による相談支援実施

地域での暮らしを支える人を増やすために

- 9,13,39,81 認知症サポーター養成講座
- 36,71 子育て支援団体交流会
- 38 食生活改善推進員連絡協議会の活動支援及び同推進員養成講座
- 40 こんにちは赤ちゃん訪問員、すくすく子育てボランティアの養成
- 41 保育ボランティアの養成
- 43 市民エンパワーメント事業
- 44 識字ボランティアの養成
- 45 地域の寺子屋コーディネータ養成講座
- 67,95 地区社会福祉協議会が実施する地域活動の支援
- 86 ご近所支え愛事業
- 87 民生委員児童委員による見守り支援
- 88 地域見守りネットワーク事業
- 89 知的障害者の社会参加活動及び余暇活動の支援
- 101 認知症高齢者介護者教室

地域でのつながりを増やし、地域活動を育むために

- 29,61 スポーツ推進事業
- 33,56 地域コミュニティ推進事業（町内会・自治会活動支援）
- 34,68 市民活動交流イベントの開催
- 57 公園、街路樹の愛護活動の支援
- 58 花と緑のさいわい事業
- 59 日吉のタカラモノ活用事業
- 62 音楽のまち推進事業
- 63 さいわいものづくり体験事業
- 69 生涯学習交流会の開催
- 72,77 ソーシャルデザインセンター(SDC)の運営支援
- 73 幸区市民活動コーナーの設置
- 74 コミュニティカフェ事業
- 76 区民主体の活動の場の情報の広報
- 78 提案型協働推進事業
- 79 市民自主学級
- 80 市民自主企画事業

専門性の高い相談支援を届けるために

- 102 障害者向けの制度利用案内
- 103 精神保健家族教室
- 104 弁護士等による区民相談窓口の開設
- 105 健康リビング（住まい方）に関する情報周知
- 106 外国人市民向けパンフレット等による情報周知
- 107 外国人市民向け情報コーナーの設置
- 115 障害者への的確な相談支援の実施
- 117 成年後見制度への対応の充実
- 119 障害者相談支援センターとの連携による相談支援の実施
- 121 ペットの飼養に関する相談・支援、専門用具の貸出

防犯・防災のまちづくりを進めるため

- 14,124 ぼうさい出前講座
- 123 交通安全普及啓発事業
- 125 幸区災害対策協議会での情報共有
- 126 自主防災組織等活性化講座の実施
- 127 災害時要援護者避難支援制度
- 128 関係機関、近隣自治体との連携体制に向けた情報共有の実施（地域防災連携部会）
- 129 避難所開設・運営訓練の実施
- 130 帰宅困難者に向けた情報共有・訓練の実施
- 131 保健医療関係機関との情報共有・訓練の実施
- 132 要援護者支援に向けた情報共有・訓練の実施

2 各事業・取組及び担当課一覧

基本目標 1 ひろがる

1-1 わがまちや地域包括ケアのことを知る

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 まちを知り、地域包括ケアのことを知る	1	市政だより幸区版、区ホームページでの発信	まちに関する情報や地域包括ケアに関する情報などを毎月提供する。	企画課
	2	さいわいガイドマップの発行	幸区の地図情報や行政情報を提供する。	地域振興課
	3	地区カルテの作成、共有 ※再掲 49	統計情報や地域情報等に基づき、地域の特徴や現状・課題等をまとめ、地域課題を共有する。	企画課 地域ケア推進課
	4	保健福祉情報さいわいの発行 ※再掲 53	保健福祉に関する情報を掲載し、年3回、全世帯へ配布する。	地域ケア推進課
	5	こども情報ネットさいわいの発行	区内小中学校、高校生向けに、地域包括ケアシステムに関する情報の広報誌を発行する。	地域ケア推進課
	6	さいわい地ケアメール ※再掲 54	地域包括ケアシステムに関する情報の定期的なメール配信を行う。	地域ケア推進課
	7	かわさきアプリでの情報発信 ※再掲 55	子育て向けのイベント情報をかわさき子育てアプリで情報発信を行う。	全課
2 講演・講座に参加して知識を広げる	8	地域包括ケア推進に関する講演・講座	地域包括ケアに関する講座を開催する。	地域ケア推進課
	9	認知症サポーター養成講座 ※再掲 13,39,81	認知症の人とその家族の応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催する。	地域支援課
	10	健康づくりに関する講座	区民を対象にした生活習慣病等に関する健康教育を実施する。	地域支援課
	11	障害に関する講座	地域住民を対象に精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行う。	高齢・障害課
	12	子育て家庭向けの講座	子育て世帯に関係するテーマの講座を開催する。	地域ケア推進課 保育所等・地域連携担当
3 身近な地域での出前講座に参加する	13	認知症サポーター養成講座（出張版）※再掲 9,39,81	認知症の人とその家族の応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を地域に出向いて開催する。	地域支援課
	14	ぼうさい出前講座 ※再掲 124	市が行う防災対策の説明や、各個人・家庭でできる防災対策の解説等を行い、防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図る講座を開催する。	危機管理担当
	15	食育・健康に関する講座（中学校向け）	食育や健康に関する講座を中学校に出向いて行う。	地域支援課
	16	思春期健康支援事業	小中学校、高校で、喫煙、薬物乱用防止、性教育等の教室を開催する。	地域支援課
	17	感染症予防に関する出前講座	中学校及び高校の生徒を対象とした性感染症防止教育の講習会及びポスター等による普及啓発を行う。	衛生課
	18	食中毒予防に関する出前講座	社会福祉施設等を対象にした食中毒予防の普及啓発、手洗い教室を行う。	衛生課

1-2 生涯を通じた健康づくりを進める

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 子育て期の健康を支える	19	両親学級の開催	初めて出産される方やそのパートナーの方を対象に妊娠中・出産・育児の講話を行う。	地域支援課
	20	新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業 ※再掲 96	生後 4 か月目までの赤ちゃんのいるご家庭に対し、訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定や相談を行う。または、子育て家庭と地域とのつながりをつくるため研修を受けた地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける。	地域支援課
	21	乳幼児健康診査	3 か月、7 か月、1 歳 6 か月、3 歳、5 歳の時期に乳幼児健康診査を実施する。	地域支援課
	22	産後の健康相談、育児相談	産後の母親の健康や、日常の育児の心配や不安があるとき、お子さんの成長や発達を確かめたいときの育児相談を行う。	地域支援課
	23	離乳食・幼児食教室の開催	お子さんの成長に合わせた離乳食や幼児食のポイントの紹介や相談を実施する。	地域支援課
	24	家庭・地域教育学級	子どもを豊かに育む地域社会を創造するため、子育てに関する家庭・地域課題の連続講座を幸市民館及び日吉分館でそれぞれ開催する。	生涯学習支援課 日吉分館
2 高齢期の健康を支える	25	介護予防グループ支援事業	体操・ウォーキンググループや閉じこもり予防を目的としたサロン等への運営支援や健康教育を実施する。	地域支援課
	26	いこい元気広場事業	老人いこいの家で、事業者が転ばない体づくりのための体操と介護予防・健康づくりに関する講話の実施にあたっての支援を行う。	地域支援課
	27	シニアの社会参加支援 ※再掲 42	毎年テーマを変え、区民が興味湧く講座を開催し、社会参加のきっかけづくりを行う。	生涯学習支援課 日吉分館
	28	老人クラブの活動支援	高齢者が地域活動において、主体的に集まる仲間づくりの場として、老人クラブ活動を支援する。	高齢・障害課
3 生涯を通じた健康を支える	29	スポーツ推進事業 ※再掲 61	地域のスポーツ施設等の資源を活用し、区民の健康及び体力の保持増進を図るため、区民スポーツ活動の支援を行う。	地域振興課 日吉出張所
	30	健康づくり普及啓発事業	区役所窓口モニターで健康情報の周知を行うとともに、生活習慣病のリスクが高い方に対して栄養に関する講話や調理実習を行う。	地域支援課
	31	生活習慣病予防相談、生活習慣病重症化予防事業	特定健診受診者の中から 40～69 歳かつ特定健診対象外で一定の基準値に該当する方へ受診勧奨を行う。	地域支援課
	32	骨粗しょう症予防事業	離乳食を通じ家族の健康を考える機会として、乳児の親子を対象に骨粗しょう症予防講座を開催する。	地域支援課

1-3 地域活動の担い手を広げる

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 地域活動に参加し活動を支える	33	地域コミュニティ推進事業（町内会・自治会活動支援）※再掲 56	町内会・自治会等との連携の推進や、町内会・自治会への加入促進を図るなど、地域コミュニティ活性化に向けて取組を推進する。	地域振興課 日吉出張所
	34	市民活動交流イベントの開催※再掲 68	様々な分野の市民活動団体が活動を PR する場として、市民活動交流イベントを開催する。	地域振興課
	35	健康づくり自主グループ交流会※再掲 70	健康づくり・介護予防を目的に活動しているグループの活動紹介及び講義による交流会を開催する。	地域支援課
	36	子育て支援団体交流会※再掲 71	区内の子育て支援団体同士が、互いの活動を知り、新たな活動のきっかけにつながる交流会を開催する。	地域ケア推進課
	37	公園を活用した子育て広場（プレーパーク、就学前児童の親子の外遊び）※再掲 60,93	身近な公園での親子の交流の場や遊び場確保と、子育て支援を担う人材育成を行う。	地域ケア推進課
	38	食生活改善推進員連絡協議会への活動支援及び同推進員養成講座	幸区食生活改善推進員連絡協議会が行う地域活動への支援を行うとともに、次世代の担い手となる同推進員の養成講座を開催する。	地域支援課
2 講演をきっかけに地域に参加する	39	認知症サポーター養成講座※再掲 9,13,81	認知症の人とその家族の応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催する。	地域支援課
	40	こんにちは赤ちゃん訪問員、すくすく子育てボランティアの養成	子どもの健康を支える様々な事業をサポートいただくボランティアを養成する。	地域支援課
	41	保育ボランティアの養成	市民館保育活動の担い手の保育ボランティア養成及び資質向上を図る研修を実施する。	生涯学習支援課
	42	シニアの社会参加支援※再掲 27	毎年テーマを変え、区民が興味湧く講座を開催し、社会参加のきっかけづくりを行う。	生涯学習支援課 日吉分館
	43	市民エンパワーメント事業	市民自らが考えながら生活・地域課題等に取り組むことができるように、市民全体の地域づくりを支援する市民活動・ボランティア活動に関する講座を開催する。	生涯学習支援課 日吉分館
	44	識字ボランティアの養成	識字（日本語）学級の識字ボランティア研修を実施する。	生涯学習支援課
3 将来の担い手につなげるきっかけをつくる	46	中高生向け地域活動ボランティア「さいわいはっぴーボランティア」（はび☆ボラ）	中高生が幸区内の地域活動へ実際に参加するボランティア活動の体験を通して、興味・関心を高める機会をつくる。	地域ケア推進課
	47	中高生、大学生向けの保育ボランティア受入	中高生、大学生の保育ボランティアを受け入れ、子どもとの触れ合いの場を提供し、次世代の担い手を育成する。	保育所等・地域連携担当
	48	大学と連携した地域づくり	看護短期大学（令和 4 年度以降大学化の予定）と連携した地域づくりの取組を行う。	地域ケア推進課

基本目標 2 つながる

2-1 多様な地域活動からつながる

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 地域の活動を知る	49	地区カルテの作成、共有 ※再掲 3	統計情報や地域情報等に基づき、地域の特徴や現状・課題等をまとめ、地域課題を共有する。	企画課 地域ケア推進課
	50	シニアかがやき情報誌の発行	高齢者向けに、区内で活動している健康づくりグループの活動紹介冊子を発行する。	地域支援課
	51	おこさまマップさいわいの発行	子育て世帯向けに、役立つ情報や公園などの地域情報の紹介冊子を編集委員と協働で作成し発行する。	地域ケア推進課
	52	子育て情報カレンダー「お散歩に行こうね！」の発行	区内の子育て関連施設のイベント情報を発行し、地域子育て支援センター等で配布する。	保育所等・地域連携担当
	53	保健福祉情報さいわいの発行 ※再掲 4	保健福祉に関する情報を掲載し、年 3 回、全世帯へ配布します。	地域ケア推進課
	54	さいわい地ケアメール ※再掲 6	地域包括ケアシステムに関する情報の定期的なメール配信を行う。	地域ケア推進課
	55	かわさきアプリでの情報発信 ※再掲 7	子育て向けのイベント情報をかわさき子育てアプリで情報発信を行う。	全課
2 幸区の地域資源を活かし、つながりをつくる	56	地域コミュニティ推進事業（町内会・自治会活動支援） ※再掲 33	町内会・自治会等との連携の推進や、町内会・自治会への加入促進を図るなど、地域コミュニティ活性化に向けて取組を推進する。	地域振興課 日吉出張所
	57	公園、街路樹の愛護活動の支援	公園緑地愛護会や管理運営協議会を支援することにより、市民との協働による公園の管理運営を進める。	道路公園センター
	58	花と緑のさいわい事業	区内の緑化推進と区民の緑化意識の向上を図るため、ボランティアおよび小・中学生と協働で公共花壇花植えを行う。	地域振興課
	59	日吉のタカラモノ活用事業	地域で活動する団体・個人が、日吉地区に点在する自然・歴史・文化などの豊富な地域資源を活かしたまちづくりを推進する。	日吉分館
	60	公園を活用した子育て広場（プレーパーク、就学前児童の親子の外遊び）※再掲 37,93	身近な公園での親子の交流の場や遊び場確保と、子育て支援を担う人材育成を行う。	地域ケア推進課
3 地域に根ざしたイベント事業等からつながりをつくる	61	スポーツ推進事業 ※再掲 29	地域のスポーツ施設等の資源を活用し、区民の健康及び体力の保持増進を図るため、区民スポーツ活動の支援を行う。	地域振興課 日吉出張所
	62	音楽のまち推進事業	市民館など、区民が身近な場所で音楽に親しめる環境をつくる。	地域振興課
	63	さいわいものづくり体験事業	科学技術を体験的に学べる「さいわいテクノ塾」、「科学とあそびが幸せな一日」、「さいわいトライサイエンス」を開催する。	地域振興課
	64	みんなで子育てフェアさいわい	地域の親子との交流を深め、安心して暮らせる地域づくりを目指し、子育て支援機関と連携して「みんなで子育てフェアさいわい」を実施する。	地域ケア推進課
	65	子育て広場・子育てパーク日吉ひろばであそぼう	子育て中の親子の情報交換や仲間づくりを目的として子育て広場を実施する。	生涯学習支援課 日吉分館
	66	絵本読み語り事業	乳幼児向けに絵本の読み語りを行い、孤立しがちな子育て世帯の親同士の交流と居場所を提供する。	保育所等・地域連携担当
	67	地区社会福祉協議会が実施する地域活動の支援※再掲 95	地区社会福祉協議会が地域で実施する、介護予防や閉じこもり予防活動、子育て支援サロンの活動支援を実施する。	地域支援課

2-2 多様なつながりから、新たな地域活動を育む

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 互いの活動を知り 活力を生む 交流の場をつくる	68	市民活動交流イベントの開催 ※再掲 34	様々な分野の市民活動団体が活動を PR する場として、市民活動交流イベントを開催する。	地域振興課
	69	生涯学習交流会の開催	市民自主学級・市民自主企画事業等の報告を含めた発表交流会を実施する。	生涯学習支援課 日吉分館
	70	健康づくり自主グループ交流会 ※再掲 35	健康づくり・介護予防を目的に活動しているグループの活動紹介及び講義による交流会を開催する。	地域支援課
	71	子育て支援団体交流会 ※再掲 36	区内の子育て支援団体同士が、互いの活動を知り、新たな活動のきっかけにつなげる交流会を開催する。	地域ケア推進課
2 身近な場に 人が集い 新たな活動を生む	72	ソーシャルデザインセンター（SDC）の運営支援 ※再掲 77	人や団体・企業、資源・活動をつなぐソーシャルデザインセンター（新川崎タウンカフェ内）の運営を支援する。	企画課
	73	幸区市民活動コーナーの設置	区内の市民活動の活性化を支援するため、利用団体と協働で管理運営する。	地域振興課
	74	コミュニティカフェ事業	区民同士の交流と地域活動を始めるきっかけ作りを行う「誰でもカフェ in さいわい」を毎月幸市民館で開催する。	生涯学習支援課
	75	子育て支援団体への公共スペース、遊具の貸出	子育て中の親子等が集い憩うことのできる区役所づくり推進のため、子育て支援団体向けに、日吉おやこであそぼうランドや幸区役所や公立保育所での遊具等の貸し出しを行う。	地域ケア推進課 保育所等・地域連携担当
	76	区民主体の活動の場の情報の広報	保健福祉情報さいわい等の区広報で区民主体の活動を紹介し発信する。	地域ケア推進課
3 新たな地域活動の 創出を支える	77	ソーシャルデザインセンター（SDC）の運営支援 ※再掲 71	人や団体・企業、資源・活動をつなぐソーシャルデザインセンター（新川崎タウンカフェ内）の運営を支援する。	企画課
	78	提案型協働推進事業	地域課題解決に資する公益性の高い事業を実現できる市民活動団体等から事業提案を募集し、協働して事業を行う。	企画課
	79	市民自主学級	地域社会の課題解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政の協働により行い、市民の主体的な生涯学習を支援する。	生涯学習支援課 日吉分館
	80	市民自主企画事業	市民と行政の協働により学習事業を実施し、市民の主体的な取組を支援する。	生涯学習支援課 日吉分館

2-3 多様な人がともに住むことへの理解を深め、互いに見守り・支え合う

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 講座、展示、体験から理解を深める	81	認知症サポーター養成講座 ※再掲 9,13,39	認知症の人とその家族の応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催する。	地域支援課
	82	バラスポーツ体験会の開催	様々な世代の住民同士が、障害の有無に関わらず、スポーツを通して交流を図る取組を進める。	地域振興課
	83	障害のある方の作品等の展示会の開催	区内の障害者アート制作やスポーツなど写真展等を開催する。	地域ケア推進課
	84	多文化共生推進事業	国際理解基礎講座、多文化交流会など、多くの文化に触れ、それぞれの文化を持つ人々と交流することで、多文化共生社会を意識できる事業を実施する。	生涯学習支援課
2 地域に住む人が見守り・支え合う意識と関係をつくる	85	地ケア出張出前講座の開催	地区カルテ等を活用した統計からみるまちの実態を共有し、地域診断ツールやまちバタの活用や具体事例の紹介による対話のワークショップを開催する。	地域ケア推進課
	86	ご近所支え愛事業	町内会・自治会単位で部会を設置し、地域の気になる高齢者等の情報を共有し、地域でできる支援の検討及び見守り活動を実施する。	地域ケア推進課 地域支援課 高齢・障害課
	87	民生委員児童委員による見守り支援	福祉に関するご近所の相談役として、ひとり暮らし高齢者の実態把握など、見守り・安否確認を行う。	高齢・障害課
	88	地域見守りネットワーク事業	民間事業者の皆様と連携し、異変が生じた状態や何らかの支援を必要とする方々を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守る体制を確保する。	地域ケア推進課
	89	知的障害者の社会参加活動及び余暇活動の支援	サンデーフレンドパークを実施する。	生涯学習支援課
3 地域の身近な場から見守り・支え合う意識と関係をつくる	90	赤ちゃんハイハイあんのつどいの開催	日吉地区で、就学前の親子と中学生や、地域の子育て支援ボランティア等との世代間交流を目的に、ハイハイあんの大会や親子で楽しめる遊びを提供する。	地域支援課
	91	あかちゃん銭湯でコンニチワ！	街中の銭湯で赤ちゃんをボランティアに預け、母親がゆっくり入浴しながら、母親同士の交流、親子遊びの体験などを行う。	地域ケア推進課
	92	地区の赤ちゃん相談	北加瀬・鹿島田・南加瀬・小倉地区で月1回開催される町内会のボランティア主催の育児相談会に合わせ、身長・体重計測、保健師、助産師、栄養士による個別相談を実施する。	地域支援課
	93	公園を活用した子育て広場（プレーパーク、就学前児童の親子の外遊び）※再掲 37,60	身近な公園での親子の交流の場や遊び場確保と、子育て支援を担う人材育成を行う。	地域ケア推進課
	94	子育てグループの育成支援	区役所で開催する多胎児の親のつどい「ツインズさいわい」、若年出産の親の会「ひよこ、M a m」、障害のある子の親の会「どんぐりの会」の活動支援を行う。	地域支援課
	95	地区社会福祉協議会が実施する地域活動の支援※再掲 67	地区社会福祉協議会が地域で実施する、介護予防や閉じこもり予防活動、子育て支援サロンの活動支援を実施する。	地域支援課

基本目標3 とどく

3-1 支援が必要な方に専門性の高い情報を的確に届ける

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 子育て期の専門性の高い情報を的確に提供する	96	新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問事業 ※再掲 20	生後 4 か月目までの赤ちゃんのいるご家庭に対し、訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い赤ちゃんの体重測定や相談を行う、または、子育て家庭と地域とのつながりをつくるため研修を受けた地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける。	地域支援課
	97	保育所、地域子育て支援センターでの育児相談	子育て中の居場所づくりと子どもの健やかな成長のために専門職が育児相談を行う。	保育所等・地域連携担当
	98	地区の赤ちゃん相談、地域の子育てサロンでの育児相談	北加瀬・鹿島田・南加瀬・小倉地区で開催される町内会ボランティア主催の育児相談会や地域で開催されている子育てサロンに出向き、育児相談を実施する。	地域支援課
	99	保育所入所に関する各種相談・支援	多様な保育事業に関する情報提供を行い、保育の選択肢を広げる相談・支援を行う。	児童家庭課
2 高齢者、障害者への専門性の高い情報を的確に提供する	100	高齢者向けの制度利用案内	介護保険制度や高齢者向けの各種制度利用に関する案内冊子を配布し、相談対応を行う。	高齢・障害課
	101	認知症高齢者介護者教室	認知症の特徴を知り、認知症の方を介護する介護者の精神的、身体的負担の軽減に役立つ講座を開催する。	地域支援課
	102	障害者向けの制度利用案内	障害者向けの各種制度利用に関する案内冊子を配布し、相談対応を行う。	高齢・障害課
	103	精神保健家族教室	精神疾患の患者を抱える家族への疾病理解や対応、交流を図る講座を開催する。	高齢・障害課
3 多様な暮らしや住まい方に対する専門性の高い情報を的確に提供する	104	弁護士等による区民相談窓口の開設	暮らしの中で生じるさまざまな疑問やトラブルの解決にむけて、法律相談、税務相談、住宅相談など、様々な専門家による相談対応を行う。	地域振興課
	105	健康リビング（住まい方）に関する情報周知	結露・カビの発生等の室内の空気環境、給排水、食品・台所の衛生、ダニ等の生物等について、相談対応を行う。	衛生課
	106	外国人市民向けパンフレット等による情報周知	区役所から提供する各種制度について、外国語対応による情報提供を行う。	各課
	107	外国人市民向け情報コーナーの設置	外国人市民向けに、外国語対応のパンフレット等を一括して取得できる情報コーナーを設置する。	総務課

3-2 包括的な相談支援機能を充実する

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 子育て期の 相談支援機能を 充実する	108	子育て期の保護者・子ども等への的確な相談支援の実施	育児や子どもの発達相談、思春期相談、いじめや不登校に関する相談などに専門職が対応する。子育てに不安や悩みを抱えている保護者に対して相談・支援を行い、必要に応じて各種専門機関につなげる。保育、医療、ひとり親家庭支援などの所管業務を通じた相談・支援を実施する。	地域支援課 学校・地域連携担当 保育所等・地域連携 担当 児童家庭課
	109	発達支援に関する保護者向け学習会	2～3歳の子どもの発達やイヤイヤ期の対応方法等子育てプログラムをテーマにした学習会を開催する。	地域支援課
	110	乳幼児特別相談、アレルギー相談	小児科医が、0歳から就学前のお子さんの疾病や発達上の心配などについて、相談を受ける。また、アレルギー素因保有者に対して、問診・診察を行い、気管支喘息等アレルギー疾患発症を予防する。	地域支援課
	111	父親向け育児講座	父親の育児参加を促進するために土曜日にパパッとサタデー及び講座を開催し、親子の遊びの場の提供をする。	保育所等・地域連携 担当
	112	スクールソーシャルワーカーによる小中学生への支援	市立学校において課題を抱えた児童・生徒に対し、生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築等、多様な手法を用いて問題解決を図り、効果的な支援を行う。	学校・地域連携担当
	113	サポートが必要な子どもへの学習支援（生活保護受給世帯、ひとり親世帯）	生活保護受給世帯等の自立支援を目的として、区内2カ所で小学校5年生から中学校3年生までを対象とした週1回から2回の学習支援を実施する。	保護課
	114	サポートが必要な子どもへの学習支援（外国につながる子ども）	NPOとボランティアである区民サポーターが連携して、外国につながる小中学生への学習支援活動と、サポーターの養成を行うことで、区民の主体的な活動を進める。	生涯学習支援課
2 高齢者、障害者の 相談支援機能を 充実する	115	高齢者、障害者への的確な相談支援の実施	高齢者、障害児者への各種相談支援対応を行う。高齢者虐待、障害者虐待に対する対応を行う。	高齢・障害課
	116	ひとり暮らし高齢者等見守り調査による生活支援	ひとり暮らし等高齢者の実態把握と見守り対象者の選定を行い、民生委員等による定期的な見守り・安否確認を行う。	高齢・障害課
	117	成年後見制度への対応の充実	地域包括支援センターや関係機関と連携し、制度の普及・啓発、利用支援を行う。親族申立が困難な方について市長申立を行う。	高齢・障害課
	118	地域包括支援センターとの連携による相談支援の実施	高齢者からの相談に対して、地域包括支援センターと連携し、的確な相談支援を行う。	高齢・障害課
	119	障害者相談支援センターとの連携による相談支援の実施	障害のある方からの相談に対して、障害者相談支援センターと連携し、的確な相談支援を行う。	高齢・障害課
3 多様な暮らし、 住まいに関する 相談支援機能を 充実する	120	外国人市民等への日本語学習支援	外国人市民等が日本で安心して暮らせるように、ボランティアの支援により日常生活に必要な基礎的日本語を身につける講座を開催する。	生涯学習支援課
	121	ペットの飼養に関する相談・支援、専門用具の貸出	「あかちゃんとスマイルすまい」、「健康！快適！スマイル住まい」等リーフレットを用いた普及啓発、ねずみ、衛生害虫等の相談など、衛生的な住環境の相談・支援を行う。また、ペットの飼養に関する相談・支援を行う。	衛生課

3-3 防犯・防災のまちづくりを進める

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 防犯・防災に関する普及啓発	122	安全・安心パトロールの実施	犯罪や交通事故を未然に防止するため、青色回転灯による防犯パトロール、地域による子どもの見守り等、防犯や交通安全の取組を警察署と連携して行う。	危機管理担当
	123	交通安全普及啓発事業	幅広い世代に対して交通安全意識の向上を図るため、交通安全教室などを通じて、交通安全知識の習得などを目的とした普及活動を行う。	危機管理担当
	124	ぼうさい出前講座 ※再掲 14	市が行う防災対策の説明や、各個人・家庭でできる防災対策の解説等を行い、防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図る講座を開催する。	危機管理担当
2 災害時に備えた関係機関との実践的な情報の共有	125	幸区災害対策協議会での情報共有	幸区における地域住民、企業、関係団体等と行政が大規模災害等に備え、必要な対応策の協議・検討を行うとともに、防災・減災に関する情報収集・共有を図るため、幸区災害対策協議会を運営し、地域防災力の強化にも向けた取組を強化する。	危機管理担当
	126	自主防災組織等活性化講座の実施	地域ごとに組織されている、自主防災組織の活性化に資する講座を開催する。	危機管理担当
	127	災害時要援護者避難支援制度	制度の広報、対象者の把握、地域における日頃からの見守り支援の推進、必要に応じた登録の勧奨を行う。	高齢・障害課
	128	関係機関、近隣自治体との連携体制に向けた情報共有の実施（地域防災連携部会）	自主防災組織、避難所運営会議、防災関係団体との連携強化を図るため部会を開催する。	危機管理担当
3 災害時に備えた関係機関との連携と訓練の実施	129	避難所開設・運営訓練の実施	災害が発生、または発生する恐れがある場合に、円滑な避難所開設と運営ができるよう、自主防災組織、施設管理者、市職員が連携して実践的な訓練を実施する。	危機管理担当
	130	帰宅困難者対応に向けた地域関係機関との情報共有・訓練の実施（帰宅困難者対策部会）	川崎駅西口、新川崎駅・鹿島田駅周辺、国道1号線沿線における帰宅困難者対策訓練を実施し、行動ルールの検証を行う。	危機管理担当
	131	保健医療関係機関との情報共有・訓練の実施（医療救護部会）	医療機関との訓練を実施し、幸区における大規模災害時の医療救護体制及び医療救護活動の拠点となる医療救護所の機能の充実・強化を図る。	地域ケア推進課 地域支援課 衛生課
	132	要援護者支援に向けた関係機関との情報共有・訓練の実施（要援護者支援部会）	二次避難所（福祉避難所）の開設・運営、要援護者支援の検討を進める。	高齢・障害課

基本目標 4 すすめる

施策名	事業番号	事業・取組名	事業・取組の具体的内容	所管
1 地域包括ケアを推進する基盤体制	133	幸区地域包括ケアシステム推進本部会議、プロジェクト会議	地域包括ケアシステム推進に係る区的意思決定を行う。	企画課 地域ケア推進課
	134	地域福祉計画推進会議	地域福祉計画の策定及び変更に関する協議、進捗状況の管理及び評価に関する協議を行う。	地域ケア推進課
	135	地域包括ケアシステムネットワーク会議	幸区における地域住民、企業、関係団体等と行政が川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく必要な協議・情報共有を行うための会議を開催する。	地域ケア推進課
	136	幸区民アンケートの実施	日常生活や区政に対する幸区民の意識を多面的に調査することにより、区民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、区政運営や地域課題解決に向けた取組の参考とする。	企画課
	137	幸区職員向け研修の実施	地域包括ケアシステムや地域マネジメントに関する幸区職員向け研修を実施する。	総務課
	138	地区別担当チームの設置	幸区職員を組織横断的に地区担当を配置し、地域情報の把握・整理・集約を行う。	企画課
2 多様な関係機関の連携体制	139	ご近所支え愛事業推進会議	ご近所支え愛事業実施部会が集まり、部会活動の情報共有を行う会議を年2回開催する。	地域ケア推進課
	140	地域包括支援センター連絡会議	幸区内地域包括支援センターの運営等に係る実務的な事項の協議やセンター相互の情報共有を行うため、原則月1回の会議を開催する。	高齢・障害課
	141	介護支援専門員連絡会議	幸区内の利用者に係る居宅介護支援事業所が参加し、幸区における介護支援専門員の資質向上を図る会議を年2回開催する。	高齢・障害課
	142	幸区在宅療養推進協議会との連携	地域における医療・介護が連携した在宅医療の取組を行う幸区在宅療養推進協議会との連携を図る。	高齢・障害課
	143	幸区地域自立支援協議会	障害児者が地域生活を送るための幸区の地域課題について整理し、必要な取組を行う会議を原則月1回開催する。	高齢・障害課
	144	幸区精神保健福祉連絡会	幸区内を中心とした精神保健福祉関係機関及び団体等が地域の精神保健福祉の課題について検討する連絡会を原則月1回開催する。	高齢・障害課
	145	幼保小連携事業	幼稚園、保育所、小学校等との連携を深め、子どもの連続した育ちを支援するため、連絡会や研修及び保育実習等を開催する。	保育所等・地域連携担当、 学校・地域連携担当
	146	幸区子ども総合支援ネットワーク会議	幸区における子ども支援及び関係機関等による情報交換、相互協力等を行うための会議を開催する。	地域ケア推進課
	147	要保護児童対策地域協議会 幸区実務者会議	地域で子どもの虐待予防や要保護児童等の早期発見・適切な支援の実施等に取組むとともに、効果的な連携・支援体制の強化を目的とした実務者会議（代表者部会・連携調整部会、各種研修会等）を開催する。	地域支援課
	148	幸区健康づくり推進連絡会議	幸区の健康課題の協議、関係機関とのネットワークづくりを図るための会議を年2回開催する。	地域支援課

3 第6期幸区地域福祉計画の策定経過

第6期幸区地域福祉計画は、外部有識者や区民で構成する「幸区地域福祉計画推進会議」、幸区役所の区部長級で構成する「幸区地域包括ケアシステム推進本部会議」（以下、「幸区地ケア本部会議」という。）や、同じく課長級で構成する「幸区地域包括ケアシステム推進プロジェクト会議」での議論のほか、随時、町内会・自治会や民生委員児童委員など区民の方々の意見を取り入れながら、令和2(2020)年度に策定作業を進めました。

計画素案作成に向けた検討

外部有識者

幸区地域福祉
計画推進会議
市社会保障審議会
地域福祉分科会

第1回

6/5

実態調査結果
共有
第6期計画
視点の検討

第2回

8/6

計画体系図
全体構成
重点事業検討

内部検討

幸区地ケア
本部会議
〔区役所
内部検討〕

第1回

6/17

基本理念
基本目標案
について

ヒアリング

7月

各事業所管課
ヒアリング

第2回

8/5

計画体系図
全体構成
各事業検討

区民意見

町内会自治会
民生委員
児童委員

実態調査結果共有 計画作成への意見募集

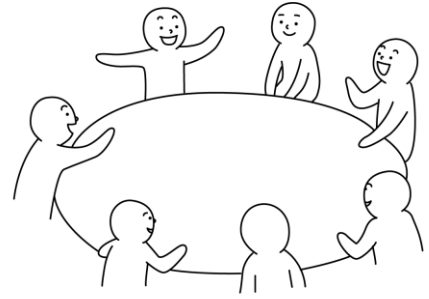
4月～5月

実態調査結果の共有
計画作成に向けて
意見シートによる意見募集

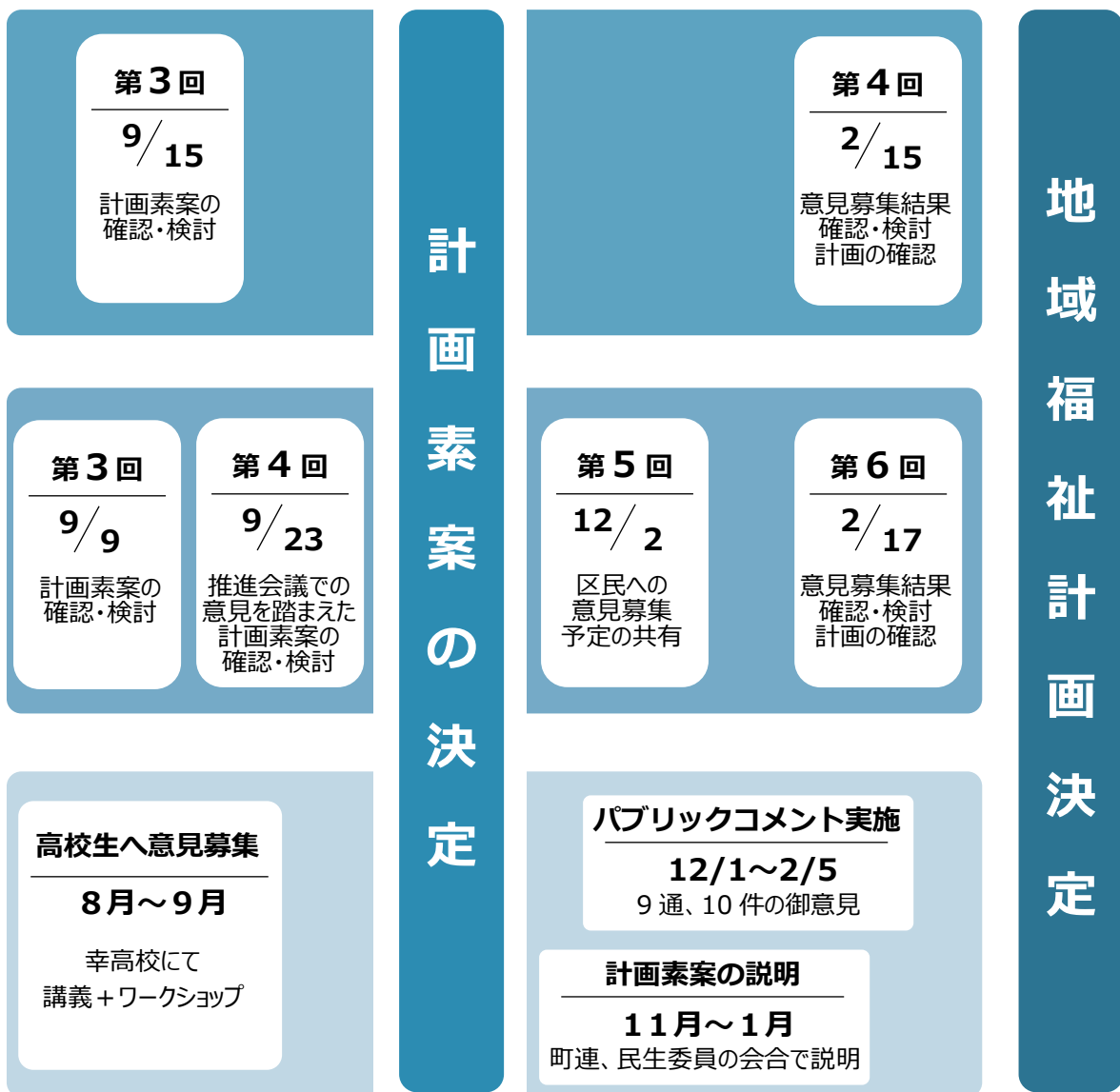
意見募集結果の共有

7月～8月

計画作成への
意見募集結果の共有



▶▶▶ 計画素案に関する意見聴取



幸区地域福祉計画推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸区地域福祉計画推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(会議の目的)

第2条 区長は、地域福祉計画の推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関する事
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関する事
- (3) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者又は関係者
- (3) 公募市民
- (4) その他区長が認めた者

2 会議には座長1名及び副座長1名を置き、会議の進行を行う。

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は3年間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

幸区地域福祉計画推進会議委員名簿

任期 平成30年4月1日～令和3年3月31日

氏名		所属
◎	北島洋美	日本体育大学
	中岡康	幸区医師会
	佐藤忠次	幸区社会福祉協議会
	大竹薫 (令和2年4月1日から)	幸区社会福祉協議会 事務局
	笠原好美	幸区民生委員児童委員協議会
	川喜田智子 (令和2年3月17日から)	幸区民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)
○	土倉護曜	幸区町内会連合会
	高橋正 (令和元年8月1日から)	日吉商店街連合会
	原紀代子	幸区赤十字奉仕団
	伊藤富美代 (令和2年6月25日から)	幸区老人クラブ連合会
	高山君子	川崎市育成会手をむすぶ親の会幸支部
	和田かよ子	川崎市幸区身体障害者協会
	阿部稔子	夢見ヶ崎プレーパークをつくる会
	川田歩	夢見ヶ崎地域包括支援センター
	大塚謙一郎	幸区地域教育会議

◎ : 座長 ○ : 副座長

(順不同 敬称略 職名は在任中のもの)

幸区地域包括ケアシステム推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市における地域包括ケアシステムの構築及びコミュニティ施策の推進に向け、幸区における施策の企画及び立案を行い、地域包括ケアシステム推進ビジョン及びこれからのコミュニティ施策の基本的考え方に基づく具体的な取組を着実に推進するため、幸区地域包括ケアシステム推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区域における地域包括ケアシステムに係る企画及び立案に関すること。
- (2) 区域における地域包括ケアシステムに係る施策及び地区エリアの調整に関すること。
- (3) これからのコミュニティ施策に係る企画及び立案に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 推進本部は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副区長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(プロジェクト)

第6条 推進本部に付議する事項に関し必要な事項を調査・協議するため、推進プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置することができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課及びまちづくり推進部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年1月23日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）幸区地域包括ケアシステム推進本部員

1	区長
2	副区長
3	区民サービス部長
4	日吉出張所長
5	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
6	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
7	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当部長
8	道路公園センター所長
9	まちづくり推進部総務課長
10	まちづくり推進部企画課長
11	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
12	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課長

幸区地域包括ケアシステム推進本部プロジェクト設置要綱

(目的及び設置)

第1条 幸区地域包括ケアシステム推進本部設置要綱第6条に基づき、「幸区地域包括ケアシステム推進プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の課題の把握・整理に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムについての啓発に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの調査・研究に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトは、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)所長をもって充てる。
- 3 副委員長は、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、プロジェクトを統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクトの会議は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

- 2 プロジェクトの委員は、会議に出席できない時は、その指名する者を代理で出席させることができる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 プロジェクトの庶務は、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月16日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年1月23日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）幸区地域包括ケアシステム推進プロジェクト委員

1	区民サービス部日吉出張所長
2	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
3	担当課長（危機管理担当）
4	まちづくり推進部総務課長
5	まちづくり推進部企画課長
6	まちづくり推進部地域振興課長
7	まちづくり推進部生涯学習支援課長
8	区民サービス部区民課長
9	区民サービス部保険年金課長
10	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
11	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課長
12	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当課長（保育所等・地域連携担当課長）
13	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当課長（学校・地域連携担当課長）
14	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課長
15	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課長
16	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長
17	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課長
18	道路公園センター管理課長

みんなであつなごう幸の未来

幼少期の頃から一人ひとりが自分のために力をつけることから始め、ライフステージに合わせて地域との関わりを持ちながら、周りの人たちと協力し、助け合っていきましょう

地域包括ケアシステム

自助	互助
一人ひとりが行うこと 自分の健康管理をすること、 学習すること、友達づくり	周りの人と協力して行うこと ボランティア活動、地域活動、 地域での助け合い
共助	公助
専門の人が行うこと	
介護保険制度、医療保険制度 によるサービスの提供	社会福祉などの 行政サービスの提供

地域のいろいろな人と積極的に関わること

- ・地域のボランティア活動などに参加をする
- ・困っている人に声をかけるなど



一人ひとりが行うこと(自助)と周りの人と協力して助け合うこと(互助)をみんなで取り組むことが大切なんだね。

今からできることを少しずつ始めればみんなが暮らしやすいまちになるね。

第6期幸区地域福祉計画

夢が広がり、想いがつながり、心が届くまちさいわい

【発行年月】 令和3（2021）年3月

【編集・発行】 川崎市幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
地域ケア推進課

〒212-8570 川崎市幸区戸手本町 1-11-1

T E L 044-556-6730

F A X 044-556-6659

E-mail 63keasui@city.kawasaki.jp



第6期 幸区地域福祉計画 令和3(2021)年3月発行

川崎市幸区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)
地域ケア推進課

〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1

電話:044-556-6730 FAX:044-556-6659

Mail:63keasui@city.kawasaki.jp